第8期 河南町高齢者保健福祉計画 及び 介護保険事業計画

(計画年度:令和3年度~令和5年度)



河南町のカナちゃん

令和3(2021)年3月 ②河南町

目 次

第	1章	計画の	概要	1
	1.	計画策定	Bの背景と目的	1
	2.	計画の策	5定方法	2
	3.	計画の位	z置づけ	3
	4.	計画の進	[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	4
	5.	計画期間	1	4
	6.	日常生活	6圏域の設定	4
	7.	第8期計	 ・画における基本指針	5
	8.	介護保険	。 食制度改正等についての主な内容	7
~~	· ^ ==	- - -		_
弗			f等の現状 	
			:等	
			要介護認定者等の状況 1	
			き事業の状況1	
)実態調査結果の概要2	
	5.	課題のま	₹とめ3	8
第	3章	計画の	- P 基本的な考え方	39
			\$ 3	
			· 	
			x系4	
第	4章	施策の)展開4	4
	基本	目標1	地域包括ケアシステムの深化・推進4	4
	基本	目標 2	認知症施策と権利擁護の推進5	4
	基本	目標3	在宅医療と介護の連携6	60
	基本	目標4	介護予防と生活支援の充実6	52
	基本	目標 5	生きがいづくりや社会参加の促進8	30
	基本	目標 6	介護保険事業の適正な運営8	34

第		5 計画期間における介護保険事業費	
	1.	介護保険料算定の手順	. 95
	2.	人口及び被保険者数の推計	. 96
	3.	要支援・要介護認定者数の推計	. 97
	4.	介護保険施設等の整備について	. 98
	5.	介護保険事業に関する費用の推計	100
		第1号被保険者の保険料の段階設定について	
	7.	第1号被保険者の保険料について	106
칅	料約	a	108
	1.	河南町高齢者保健福祉計画等策定・推進委員会規則	108
	2.	河南町高齢者保健福祉計画等策定・推進委員会委員	109
	3.	河南町地域密着型サービス運営委員会規則	110
	4.	河南町地域密着型サービス運営委員会名簿	112
	5.	河南町地域包括支援センター運営協議会規則	113
	6.	河南町地域包括支援センター運営協議会名簿	
	7.	用語解説	116

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

我が国の65歳以上の高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成29年推計)によると、令和2年は3,619万2千人で、総人口に占める割合(高齢化率)は28.9%となっており、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年には、高齢化率が30.0%に達し、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる令和22(2040)年には、高齢化率が35.3%になると推測されています。今後の高齢化の進展に伴い、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯、要支援・要介護認定者や認知症高齢者など、支援を必要とする人が増加することが予想されます。

そのため、河南町(以下、「本町」という。)では、すべての住民が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制、いわゆる「地域包括ケアシステム」の機能強化を推進してきました。また、「第7期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(以下、「前計画」という。)では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向け、高齢者のみならず障がい者、子ども等への支援も含めた包括的支援体制の構築を目指し、施策を推進してきました。

今回の計画策定においては、前計画の実施状況の評価、検証を行うとともに、前計画での取り組みをさらに進め、令和7(2025)年に向けた地域包括ケアシステムの推進、さらに現役世代が急減する令和22(2040)年の双方を念頭に、制度の持続可能性を確保しながら、本町の介護保険事業に関する基本的事項を定め、適切な介護サービス及び地域支援事業のサービスを提供するとともに、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情に応じた高齢者福祉、介護保険の支援体制を計画的に確保することを目的として「第8期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の策定方法

(1)介護保険事業計画策定に向けての実態調査の実施

65 歳以上で要介護認定を受けられていない方を対象に、高齢者の実態像・ニーズや地域の課題を把握し、地域包括ケア(地域における介護・医療・福祉の一体的提供)の実現を目指すことを目的に実施しました。

また、在宅で介護を受けられている方を対象に、在宅生活の継続に必要な支援や、介護者の就労 状況などを把握し、今後の介護サービスのあり方の検討に向けた基礎資料とすることを目的に実施 しました。

(2) 高齢者保健福祉計画等策定・推進委員会の設置

計画策定にあたっては、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるために保健、医療、福祉に関する機関、団体及び学識経験者をはじめ、被保険者の代表者等を含む委員で構成される「河南町高齢者保健福祉計画等策定・推進委員会」を設置するとともに、庁内関係課で構成する検討部会を設け、協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案について、その趣旨、内容その他必要な事項を広く公表し、住民等からの意見または情報を求めるために、パブリックコメントを実施し、広く住民の意見の収集を行い、それらの意見等を適宜反映したうえで、計画を策定いたしました。

(4) 関連機関との連携

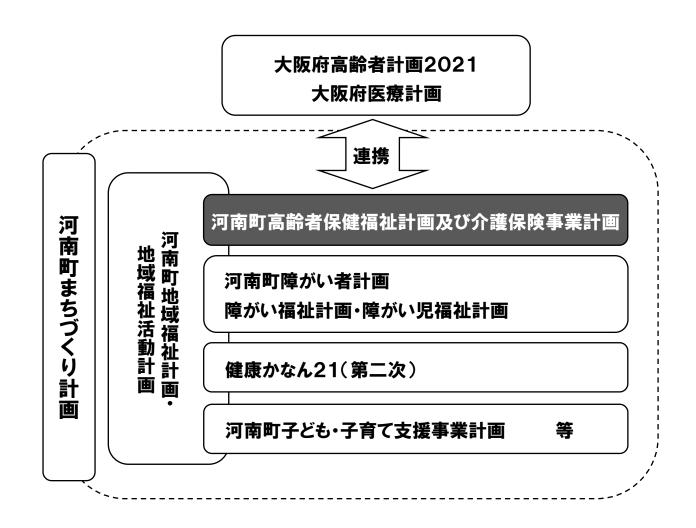
本計画策定にあたっては、関連する他の計画との整合性を図りつつ、保健・医療・福祉・教育・ 雇用等の庁内関係機関の相互の連携を図っています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条及び、老人福祉法第 20 条の 8 に基づき、介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。

そして、「河南町まちづくり計画」及び「河南町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、障がい者施策の保健・福祉・医療、生活支援のあり方を定めた「河南町障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」や、健康づくりや生活習慣病予防に関する取り組みを定めた「健康かなん21 (第二次)」等との整合・連携をはかり策定するものです。

また、高齢者が安全・安心・快適な生活を送り、社会参加ができる環境を確保するとともに、保 健福祉圏における広域的調整を図るために「大阪府高齢者計画 2021」をはじめとする関連計画と の整合性や関係機関等との連携を図ります。



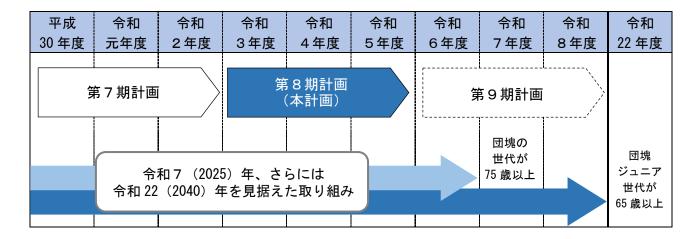
4. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各事業の進捗状況及び目標の達成状況などについて点検・評価を行い、PDCAサイクルのプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。

また、保健・医療・福祉・介護サービスの円滑な実施を確保するため、「河南町高齢者保健福祉計画等策定・推進委員会」を開催し、各年度における計画の進捗状況及び達成状況を点検・評価し、 委員会で検討された内容等は住民に対して情報開示します。

5. 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を1期とする計画です。



6. 日常生活圏域の設定

本町では、平成17年に保健・福祉・健康増進の総合拠点施設として河南町保健福祉センター「かなんぴあ」を設置し、隣接する「やまなみホール」や「農村環境改善センター」と併せて、「豊かな自然と文化ともに創る笑顔あふれる元気なまち」を実現するため、各種の健診、健康相談、子育て教室など様々な事業を進めています。

また、本町は人口約1万5,000人、1中学校区という規模であるため、福祉基盤について町全体で考えていくことが大切であるといった視点から、町全体を1つの生活圏域として設定しています。

7. 第8期計画における基本指針

(1) 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年、さらにいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第8期計画で具体的 な取り組み内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。なお、サービスの基盤整備 を検討する際には、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要となります。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められます。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の 情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取り組みとして、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取り組みも進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、 適切にサービス基盤整備を進めることが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常 生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の 両輪として施策を推進していく必要があります。

第1章 計画の概要

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

現状の介護人材不足に加え、令和7(2025)年以降は現役世代(担い手)の減少が顕著となり、 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな問題となります。

このため、第8期計画に介護人材の確保について取り組み方針等を記載し、計画的に進めるとともに、大阪府と連携しながら進めることが必要です。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、今後も発生が予想される地震等の災害や感染症に対して、迅速かつ適切に対応できるよう体制整備を進める必要があります。

8. 介護保険制度改正等についての主な内容

令和2年6月に公布された、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」 (令和2年法律第52号)に基づき、令和3年4月より順次に施行される介護保険制度改正等についての主な内容は以下のとおりです。

- 1. 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】
 - 市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える 課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支 援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力 義務を規定する。
- 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通 しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅) の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市 町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取り組みを追加する。
- 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置 を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】
 - 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務 連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

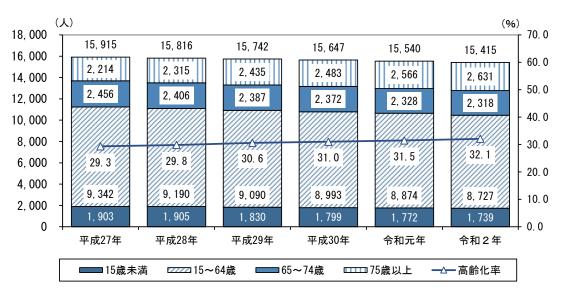


1. 人口構造等

(1)総人口の推移

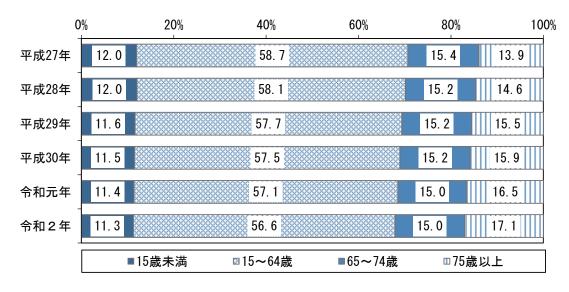
本町の総人口をみると、減少傾向で推移しており、令和2年は15,415人となっています。また、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移し、特に75歳以上の後期高齢者人口が増加しており、令和2年の高齢化率(総人口に占める高齢者の割合)は32.1%となっています。

■総人口(年齢4区分別)の推移



資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

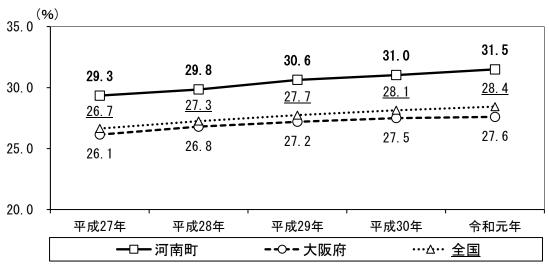
■年齢4区分別人口構成の推移



資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

高齢化率の推移を大阪府、全国と比較すると、大阪府、全国の割合を上回って推移しています。

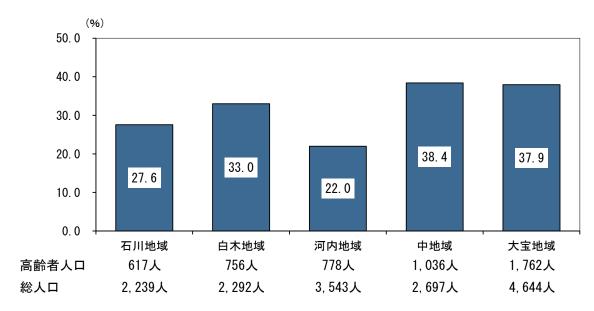
■高齢化率の推移



資料:河南町 住民基本台帳(各年9月末現在)、大阪府・全国 平成27年は国勢調査、 平成28年以降は人口推計(各年10月1日確定値)(総務省統計局)

本町の令和2年9月末現在の高齢化率を地域別でみると、中地域が38.4%で最も高く、河内地域が22.0%で最も低くなっています。

■地域別の高齢化率(令和2年9月末現在)



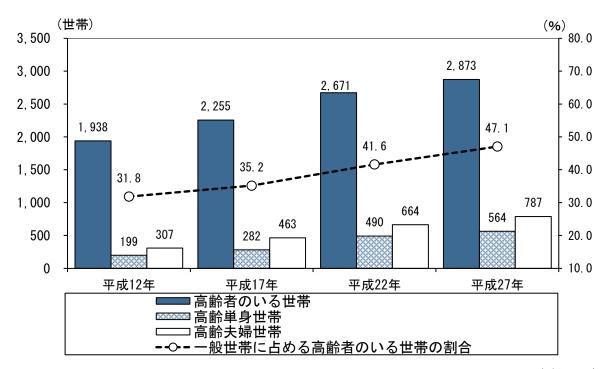
資料:住民基本台帳(令和2年9月末現在)

(2) 高齢者のいる世帯の状況

本町の65歳以上の高齢者のいる一般世帯数は増加傾向で推移しており、平成27年は2,873世帯で、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は47.1%となっています。

また、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯についても増加傾向で推移しています。

■高齢者世帯数の推移



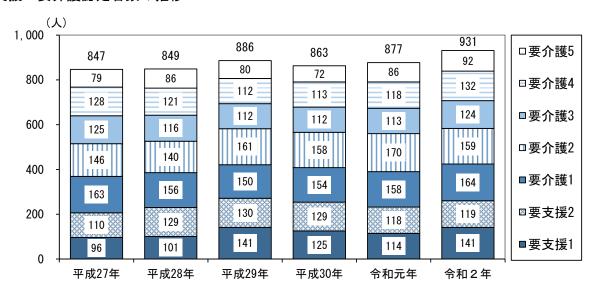
資料:国勢調査

2. 要支援・要介護認定者等の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

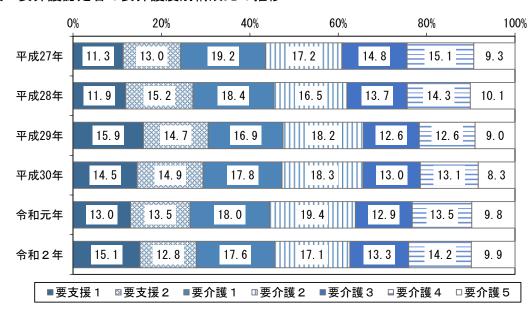
本町の要支援・要介護認定者数は、平成30年より増加傾向で推移しており、令和2年で931人となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月月報)

■要支援・要介護認定者の要介護度別構成比の推移



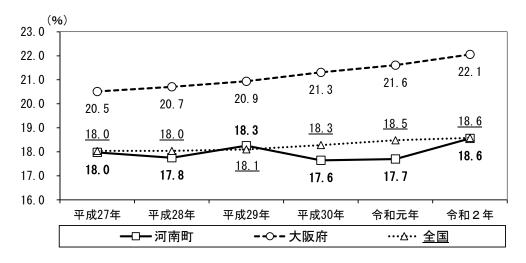
資料:介護保険事業状況報告(各年9月月報)

(2) 要支援・要介護認定率の推移

本町の第1号被保険者における要支援・要介護認定率は、18%前後で推移しており、令和2年は18.6%で、大阪府より低く推移しています。

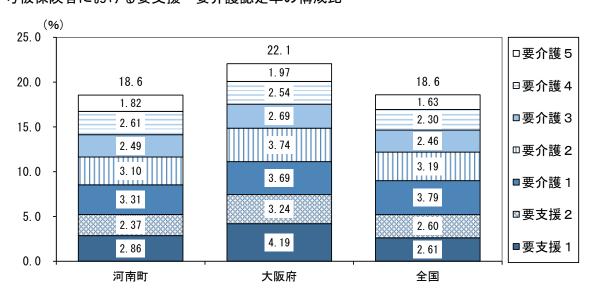
また、第1号被保険者における要支援・要介護認定率の構成比をみると、要介護4が大阪府、全国より割合が高くなっています。

■要支援・要介護認定率の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月月報)

■第1号被保険者における要支援・要介護認定率の構成比



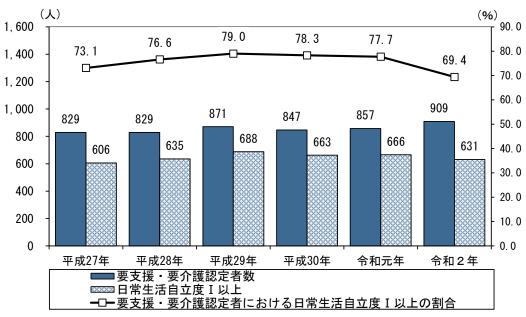
資料:介護保険事業状況報告(令和2年9月月報)

(3) 認知症高齢者の状況

本町の要支援・要介護認定を受けた高齢者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上の人は、600 人台で推移し、令和2年で631 人となっています。

また、要支援・要介護認定者(第1号被被保険者)における認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上の人の割合は、令和2年で69.4%となっています。

■認知症高齢者の状況



資料:河南町 高齢障がい福祉課(各年9月末現在)、介護保険事業状況報告(各年9月月報)

■認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
П	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ιa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
Ιb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ħ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
I I a	日中を中心として上記皿の状態が見られる。
Шb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
М	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

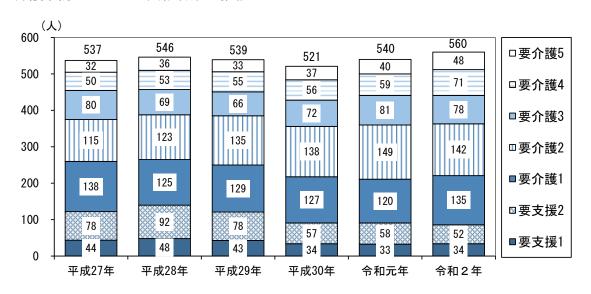
3. 介護保険事業の状況

(1) 居宅(介護予防) サービス受給者数の推移

本町の居宅(介護予防)サービス受給者数は、平成 29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことに伴い、平成 28年から平成 30年にかけて減少していますが、各年 500人台で推移しており、令和2年で 560人となっています。

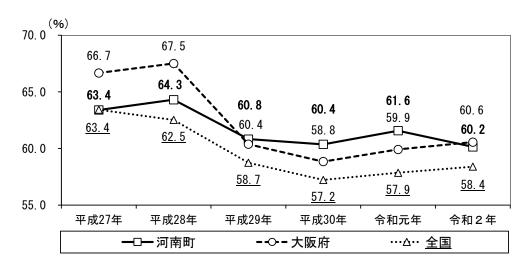
また、居宅(介護予防)サービス受給率は、令和2年で60.2%となっています。

■居宅(介護予防)サービス受給者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年11月月報【9月サービス分】)

■居宅(介護予防)サービス受給率の推移



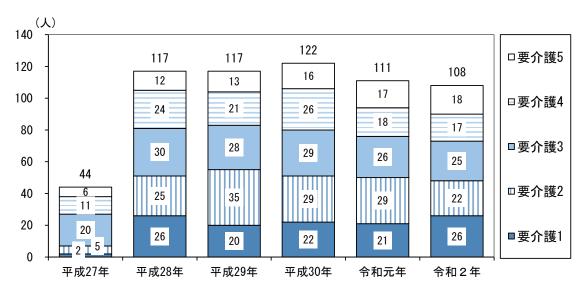
資料:介護保険事業状況報告(各年11月月報【9月サービス分】)

(2) 地域密着型(介護予防) サービス受給者数の推移

本町の地域密着型(介護予防)サービス受給者数は、平成 28 年以降 100 人台で推移しており、令和 2 年で 108 人となっています。

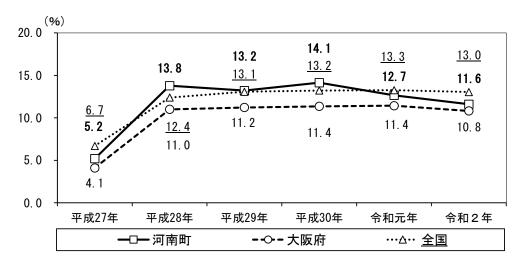
また、地域密着型(介護予防)サービス受給率は、令和2年で11.6%となっています。

■地域密着型(介護予防)サービス受給者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年11月月報【9月サービス分】)

■地域密着型(介護予防)サービス受給率の推移



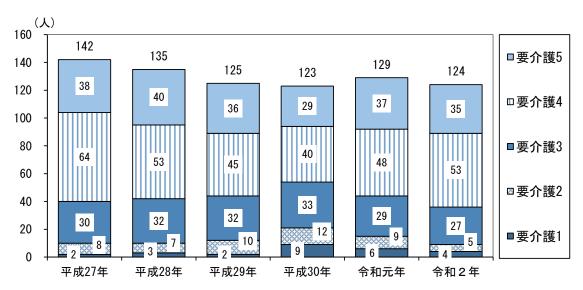
資料:介護保険事業状況報告(各年11月月報【9月サービス分】)

(3) 施設サービス受給者数の推移

本町の施設サービス受給者は、各年 100 人台で推移しており、令和 2 年で 124 人となっています。

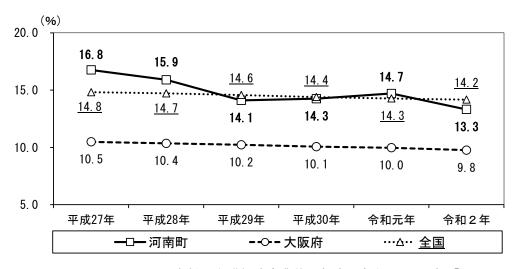
また、施設サービス受給率は大阪府より高く推移しており、令和2年で13.3%となっています。

■施設サービス受給者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年11月月報【9月サービス分】)

■施設サービス受給率の推移



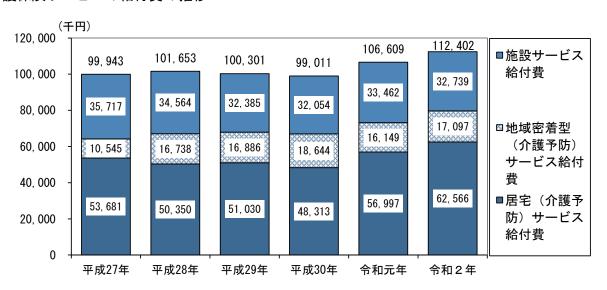
資料:介護保険事業状況報告(各年11月月報【9月サービス分】)

(4) 介護保険サービスの給付費の推移

本町の介護保険サービスの給付費は、平成 30 年より増加しており令和 2 年 11 月で 1 億 1,240 万円となっています。

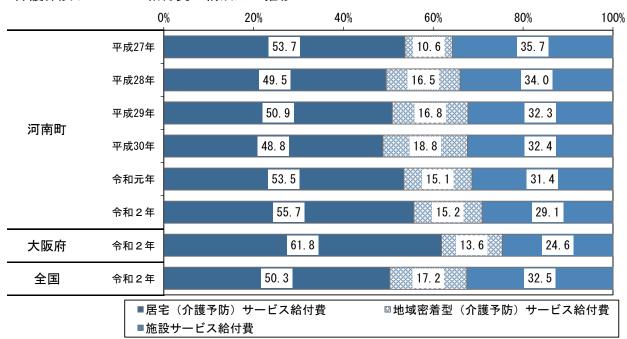
また、介護保険サービスの給付費の構成比をみると、施設サービス給付費の構成比は、平成 27 年より概ね減少しており、令和2年は29.1%となっています。

■介護保険サービスの給付費の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年11月月報【9月サービス分】)

■介護保険サービスの給付費の構成比の推移

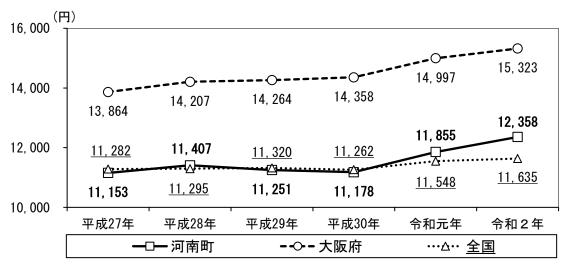


資料:介護保険事業状況報告(各年11月月報【9月サービス分】)

(5) 第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス)の推移

本町の在宅サービスの第1号被保険者1人あたり給付月額は、大阪府より低く推移しており、令和2年で12,358円となっています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス)の推移



資料:介護保険事業状況報告(平成27~平成30年は年報、令和元年は月報(2月サービス提供分まで) 令和2年は月報(8月サービス提供分まで))

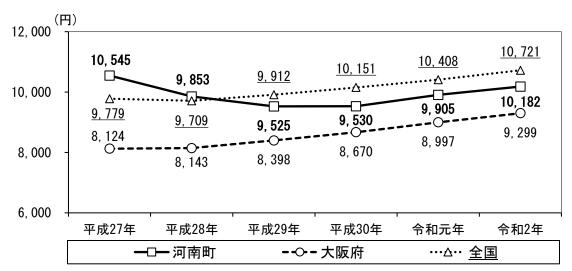
※在宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、短期入所療養介護(介護医療院)、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

(6) 第1号被保険者1人あたり給付月額(施設及び居住系サービス)の推移

本町の施設及び居住系サービスの第1号被保険者1人あたり給付月額は、大阪府より高くなっていますが、平成29年より全国より低く推移しており、令和2年は10,182円となっています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額(施設及び居住系サービス)の推移



資料:介護保険事業状況報告(平成27~平成30年は年報、令和元年は月報(2月サービス提供分まで) 令和2年は月報(8月サービス提供分まで))

※施設及び居住系サービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

(7) 保険給付額の状況

① 介護予防サービス

前計画期間における介護予防サービス費の合計は、平成30年度で計画比88.5%、令和元年度で計画比78.7%、令和2年度で計画比57.7%の見込みとなっており、計画値を下回っています。

■介護予防サービス

				平成30年度		令和元年度			令和2年度		
			計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	見込値	計画比
(1)	介護予防サービス										
	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	_	0	6	_	0	0	_
		回数(回)	0.0	0.0	_	0.0	0.1	_	0.0	0.0	_
		人数(人)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,596	6,049	131.6%	4,977	7,587	152.4%	5,356	7,944	148.3%
		回数(回)	119.6	174.4	145.8%	129.2	207.8	160.9%	138.8	212.4	153.0%
		人数(人)	12	17	141.7%	13	20	150.6%	14	21	150.0%
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	968	396	40.9%	1,210	945	78.1%	1,453	921	63.4%
		回数(回)	27.6	11.3	41.1%	34.5	27.0	78.3%	41.4	26.2	63.3%
		人数(人)	4	1	22.9%	5	2	40.0%	6	2	33.3%
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,104	969	87.8%	1,263	719	56.9%	1,263	632	50.0%
		人数(人)	7	5	64.3%	8	4	55.2%	8	5	62.5%
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	7,485	7,130	95.3%	7,739	4,957	64.1%	8,466	253	3.0%
	介護予防短期入所生活介護	人数(人)	20	18	90.0%	21	13	59.5%	23	1	4.3%
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	982	2,160	220.0%	1,163	1,785	153.5%	1,430	563	39.4%
	介護中防短期人所生活介護	日数(日)	12.6	24.8	197.1%	15.3	21.1	137.8%	18.6	6.2	33.3%
		人数(人)	4	4	104.2%	5	2	46.7%	6	1	16.7%
	健)	給付費(千円)	0	175	_	0	33	_	0	0	_
		日数(日)	0.0	2.9	_	0.0	0.3	_	0.0	0.0	_
		人数(人)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
	院等)	給付費(千円)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
		日数(日)	0.0	0.0	_	0.0	0.0	_	0.0	0.0	
		人数(人)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
	介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	4,138	3,660	88.4%	4,589	3,151	68.7%	5,041	3,706	73.5%
		人数(人)	56	55	98.1%	61	57	93.0%	66	63	95.5%
	特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,681	600	35.7%	1,681	418	24.9%	1,681	530	31.5%
		人数(人)	5	2	40.0%	5	2	30.0%	5	2	40.0%
	介護予防住宅改修	給付費(千円)	6,083	3,745	61.6%	6,083	4,831	79.4%	6,083	4,556	74.9%
		人数(人)	4	3	85.4%	4	3	85.4%	4	4	100.0%
		給付費(千円)	2,207	778	35.2%	3,311	77	2.3%	4,415	0	0.0%
	護	人数(人)	2	1	54.2%	3	0	5.6%	4	0	0.0%
(2)	地域密着型介護予防サービス										
	介護予防認知症対応型通所介護		0	0	_	0	0	_	0	0	_
		回数(回)	0.0	0.0	_	0.0	0.0	_	0.0	0.0	_
		人数(人)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
		給付費(千円)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
	護	人数(人)	0	0		0	0		0	0	_
		給付費(千円)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
	介護	人数(人)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
(2)	介護予防支援	給付費(千円)	4,824	4,496	93.2%	4,940	4,561	92.3%	5,167	4,170	80.7%
		人数(人)	85	82	96.1%	87	82	94.7%	91	75	82.4%
合計	t	給付費(千円)	34,068	30,157	88.5%	36,956	29,071	78.7%	40,355	23,276	57.7%

※給付費は、年間累計の金額、回(日)数は、1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

[※]端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合があります

② 介護サービス

前計画期間における介護サービス費の合計は、平成30年度で計画比93.2%、令和元年度で計画 比95.9%、令和2年度で計画比99.6%の見込みとなっており、計画値を下回っています。

■介護サービス

				平成30年度 令和元年度				令和2年度			
			計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	見込値	計画比
(1)	居宅サービス										
	訪問介護	給付費(千円)	128,686	117,696	91.5%	137,625	132,764	96.5%	143,550	153,363	106.8%
		回数(回)	3,755.9	3,563.9	94.9%	4,007.8	4,070.7	101.6%	4,178.2	4,704.4	112.6%
		人数(人)	119	117	98.7%	129	126	97.5%	136	126	92.6%
	訪問入浴介護	給付費(千円)	4,680	8,868	189.5%	5,208	9,246	177.5%	5,208	6,876	132.0%
		回数(回)	31.4	59.7	190.0%	34.9	62.6	179.3%	34.9	47.1	135.0%
		人数(人)	4	9	214.6%	5	9	176.7%	5	7	140.0%
	訪問看護	給付費(千円)	41,036	43,859	106.9%	42,213	46,514	110.2%	43,915	57,473	130.9%
		回数(回)	828.8	972.6	117.3%	827.0	998.3	120.7%	840.6	1,178.2	140.2%
		人数(人)	71	74	104.1%	72	72	100.6%	75	88	117.3%
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)	441	868	196.9%	445	1,849	415.5%	776	568	73.2%
		回数(回)	13.0	25.7	197.4%	13.1	53.8	410.3%	22.4	17.1	76.3%
		人数(人)	2	2	112.5%	2	4	204.2%	3	1	33.3%
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	15.647	14.379	91.9%	15.936	17.027	106.8%	16.175	18.940	117.1%
	7. 6 7. 2 7. 2 7. 2 7. 2 7. 2 7. 2 7. 2	人数(人)	90	86	95.5%	92	101	110.2%	94	110	117.0%
	通所介護	給付費(千円)	148,421	149,146	100.5%	153,735	165,638	107.7%	165,072	170.399	103.2%
	ALL IN THE	回数(回)	1,510.3	1,541.4	100.3%	1,565.5	1.710.5	107.7%	1,677.0	1,746.1	103.2%
		人数(人)	1,510.3	1,541.4	102.1%	1,505.5	1,710.5	111.9%	1,677.0	1,740.1	113.8%
	通所リハビリテーション	給付費(千円)	46,543	33,652	72.3%	49,296	29,460	59.8%	51,759	16,358	31.6%
		回数(回)	413.4	323.3	78.2%	49,290	286.6	65.5%	467.7	144.3	30.9%
		人数(人)	413.4	323.3	90.6%	437.5	38	84.3%	467.7	144.3	40.0%
	复期入所生活介護 短期入所生活介護	給付費(千円)	77.573	66,449	85.7%	81,504	80,413	98.7%	85.783	121,995	142.2%
	拉别人所生活并接										
		日数(日)	769.6	657.2	85.4%	811.2	789.0	97.3%	847.3	1,164.2	137.4%
	左如3 武庆美人进(老)	人数(人)	53	53	100.3%	55	61	111.5%	58	65	112.1%
	短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,761	4,168	236.7%	2,709	6,699	247.3%	3,308	5,660	171.1%
		日数(日)	13.6	33.3	245.1%	21.6	48.9	226.5%	26.4	38.5	145.8%
	1	人数(人)	3	3	88.9%	4	5	135.4%	4	6	150.0%
	短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	_	0	0		0	0	_
		日数(日)	0.0	0.0	_	0.0	0.0		0.0	0.0	_
		人数(人)	0	0		0	0		0	0	
	福祉用具貸与	給付費(千円)	36,675	34,426	93.9%	39,938	35,475	88.8%	43,373	37,428	86.3%
		人数(人)	227	216	95.2%	244	227	93.1%	264	234	88.6%
	特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,740	1,927	110.8%	1,740	1,842	105.8%	1,740	1,360	78.2%
	D	人数(人)	4	4	108.3%	4	4	108.3%	4	3	75.0%
	住宅改修費	給付費(千円)	4,358	3,397	78.0%	4,358	5,076	116.5%	6,516	4,764	73.1%
	41 ± 1/ == = = ± 1/ == 4 =#	人数(人)	4	3	81.3%	4	5	125.0%	5	4	80.0%
	特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	35,060	31,815	90.7%	35,076	35,351	100.8%	35,076	50,124	142.9%
		人数(人)	14	14	98.8%	14	15	107.7%	14	21	150.0%
(2)	地域密着型サービス										
	定期巡回•随時対応型訪問介護	給付費(千円)	0	1,218	_	0	1,237	_	0	1,374	_
	看護	人数(人)	0	1	_	0	1	_	0	1	
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	_	0	0	-	0	0	_
		人数(人)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
	地域密着型通所介護	給付費(千円)	87,637	70,574	80.5%	89,342	60,162	67.3%	90,995	51,468	56.6%
		回数(回)	867.8	705.7	81.3%	880.6	661.8	75.2%	901.0	573.4	63.6%
		人数(人)	77	69	89.4%	78	68	87.2%	80	61	76.3%
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	609	0	0.0%	609	0	0.0%	609	0	0.0%
		回数(回)	4.0	0.0	0.0%	4.0	0.0	0.0%	4.0	0.0	0.0%
		人数(人)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,963	2,448	82.6%	2,965	1,244	41.9%	2,965	0	0.0%
		人数(人)	1	1	91.7%	1	0	41.7%	1	0	0.0%
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	36,690	34,994	95.4%	43,236	38,846	89.8%	52,058	38,712	74.4%
		人数(人)	13	11	84.6%	15	12	82.2%	18	12	66.7%
	地域密着型特定施設入居者生活	給付費(千円)	0	0	_	0	0	_	0	0	
	介護	人数(人)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
	地域密着型介護老人福祉施設入	給付費(千円)	97,839	99,056	101.2%	97,883	105.503	107.8%	97,883	115,029	117.5%
	所者生活介護	人数(人)	29	29	99.4%	29	30	103.7%	29	33	113.8%
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	563		0	557		0	0	
		人数(人)	0	000	_	0	007	_	0	0	<u> </u>
		/ · › › · / · / · / · / · / · · · · · ·	U	J		U	J		U	J	

				平成30年度			令和元年度		令和2年度		
			計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	見込値	計画比
(3)	施設サービス										
	介護老人福祉施設	給付費(千円)	287,384	259,391	90.3%	290,298	272,981	94.0%	293,441	292,637	99.7%
		人数(人)	91	84	91.8%	92	87	94.4%	93	91	97.8%
	介護老人保健施設	給付費(千円)	131,282	125,635	95.7%	131,340	121,989	92.9%	131,340	120,931	92.1%
		人数(人)	42	42	100.6%	42	40	95.2%	42	37	88.1%
	介護医療院	給付費(千円)	0	0	-	0	0	_	0	0	_
		人数(人)	0	0	_	0	0	_	0	0	_
	介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	1,044	_	0	4,548	_	0	5,177	_
		人数(人)	0	0	-	0	1	_	0	1	_
(4)	居宅介護支援	給付費(千円)	68,964	65,195	94.5%	71,643	69,196	96.6%	77,083	72,918	94.6%
		人数(人)	369	364	98.6%	383	386	100.7%	411	404	98.3%
合計		給付費(千円)	1,255,989	1,170,768	93.2%	1,297,099	1,243,616	95.9%	1,348,625	1,343,556	99.6%

※給付費は、年間累計の金額、回(日)数は、1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数 ※端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合があります

③ 総給付費

前計画期間における総給付費は、平成 30 年度で計画比 93.1%、令和元年度で計画比 95.4%、令和 2 年度で計画比 98.4%の見込みとなっており、計画値を下回っています。

■総給付費

(単位:千円)

			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	見込値	計画比	
合	<u>†</u>	1,290,057	1,200,926	93.1%	1,334,055	1,272,687	95.4%	1,388,980	1,366,832	98.4%	
	在宅サービス	699,595	648,214	92.7%	732,911	693,392	94.6%	774,767	744,222	96.1%	
	居住系サービス	73,957	67,587	91.4%	81,623	74,274	91.0%	91,549	88,836	97.0%	
	施設サービス	516,505	485,125	93.9%	519,521	505,021	97.2%	522,664	533,774	102.1%	

※端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合があります

④ 地域支援事業

前計画期間における地域支援事業費は、平成 30 年度で計画比 105.8%、令和元年度で計画比 95.5%、令和2年度で計画比 92.7%の見込みとなっており、令和元年度以降は計画値を下回っています。

■地域支援事業

(単位:千円)

		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	計画値	見込値	計画比
合詞	+	90,544	95,832	105.8%	98,124	93,697	95.5%	110,750	102,713	92.7%
	介護予防·日常生活支援総合事業	44,375	49,229	110.9%	54,096	50,574	93.5%	66,022	60,828	92.1%
	包括的支援事業·任意事業費	46,169	46,603	100.9%	44,028	43,123	97.9%	44,728	41,885	93.6%

※端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合があります

4. 高齢者の実態調査結果の概要

(1)調査の概要

本格的な高齢化社会に対応するため、高齢者の実態像・ニーズや地域の課題を把握し、地域包括ケア(地域における介護・医療・福祉の一体的提供)の実現を目指すことを目的とし、また、在宅で介護を受けられている方を対象に、在宅生活の継続に必要な支援や、介護者の就労状況などを把握し、今後の介護サービスのあり方の検討に向けた基礎資料とすることを目的として実施しました。

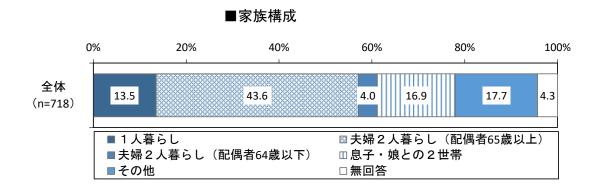
■調査概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査				
		町内在住の在宅で生活している要支				
調査対象者	町内在住の要介護認定(要介護1~5)	援・要介護者のうち、下記の期間に「要				
响且 对	を受けていない 65 歳以上の高齢者	支援・要介護認定の更新申請・区分変				
		更申請」を行った方				
調査対象者数	1, 000 件	133 件				
調査期間	令和2年6月5日~	令和元年 11 月 1 日~				
加且粉间	令和 2 年 6 月 30 日	令和2年3月31日				
調査方法	調査票による本人記入方式	聞き取り調査方式				
神且刀 法	郵送による配布・回収	国さ取り調査力式				
有効回収数	718 件					
有劝凹収敛	(有効回収率 71.8%)	_				
	・回答は各質問の回答者数(n)を基数	ぬとした百分率(%)で示しています。				
	また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%に					
	ならない場合があります。					
調査結果の	・複数回答が可能な設問の場合、回答者	皆が全体に対してどのくらいの比率であ				
留意点・見方	るかという見方をしているため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合が					
笛思は・兄刀	あります。					
	・クロス集計とは、複数項目の組み合材	つせで分類した集計のことで、複数の質				
	問項目を交差して並べ、表やグラフを	を作成することにより、その相互の関係				
	を明らかにするための集計方法です。					

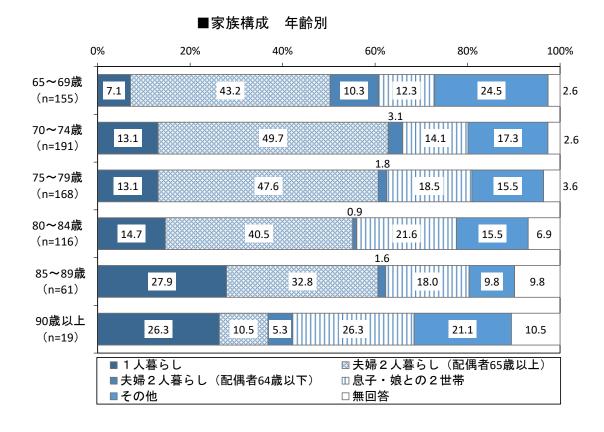
(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 家族構成

家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が43.6%で最も高く、次いで「その他」が17.7%、「息子・娘との2世帯」が16.9%と続いています。



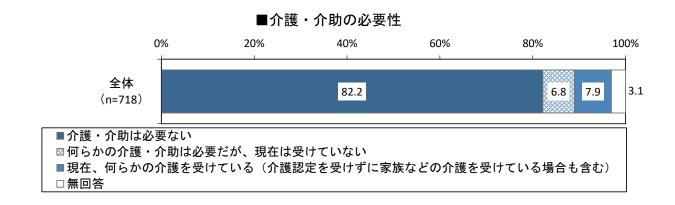
年齢別でみると、89歳以下では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が最も高く、90歳以上では「1人暮らし」、「息子・娘との2世帯」が同率で最も高くなっており、85歳以上の約3割が1人暮らしとなっています。



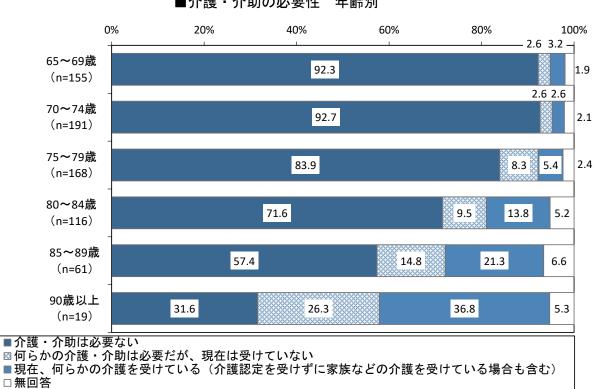
24

② 介護・介助の必要性

介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が82.2%で最も多くなっており、何 らかの介護を受けているか、または必要としている人が14.7%となっています。



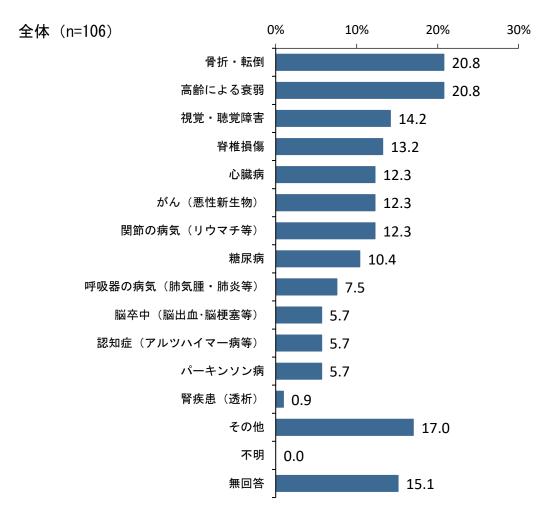
年齢別でみると、年齢が上がるにつれて何らかの介護を受けているか、または必要としている人 の割合が概ね増加しており、90歳以上では63.1%となっています。



■介護・介助の必要性 年齢別

③ 介護・介助が必要になった主な原因

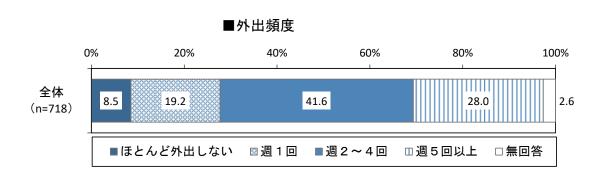
介護・介助が必要になった主な原因については、「転倒・骨折」(20.8%)、「高齢による衰弱」(20.8%)の割合が最も高くなっています。



■介護・介助が必要になった主な原因

④ 外出頻度

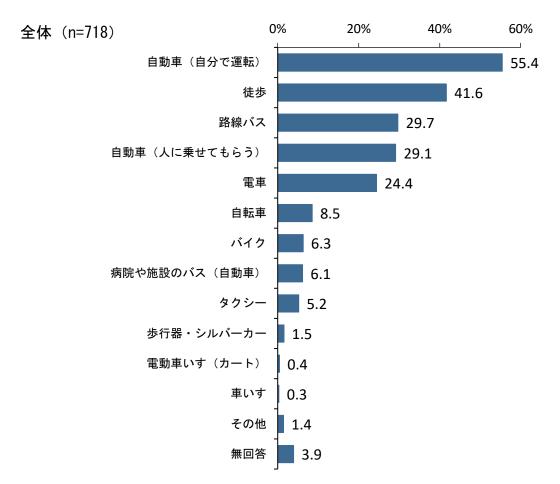
ほとんど外出しない人の割合は8.5%となっています。



⑤ 外出する際の移動手段

外出する際の移動手段については、「自動車(自分で運転)」が 55.4%で最も高く、次いで「徒歩」が 41.6%、「路線バス」が 29.7% と続いています。





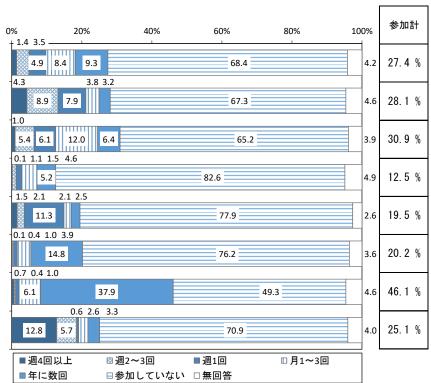
⑥ 地域での活動への参加状況

地域での活動への参加状況について、年に数回以上をみると、「町内会・自治会」が 46.1%で最も高く、次いで「趣味関係のグループ」(30.9%)、「スポーツ関係のグループやクラブ」(28.1%)の順となっています。

■地域での活動への参加状況

(n=718)

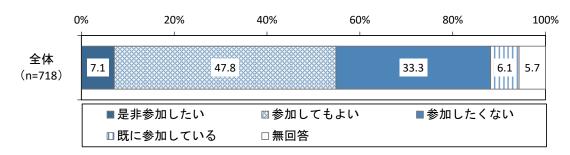
- ① ボランティアのグループ
- ② スポーツ関係のグループやクラブ
- ③ 趣味関係のグループ
- ④ 学習・教養サークル
- ⑤ 介護予防のための通いの場
- ⑥ 老人クラブ
- ⑦ 町内会・自治会
- ⑧ 収入のある仕事



⑦ 地域住民による活動への参加意向(参加者として)

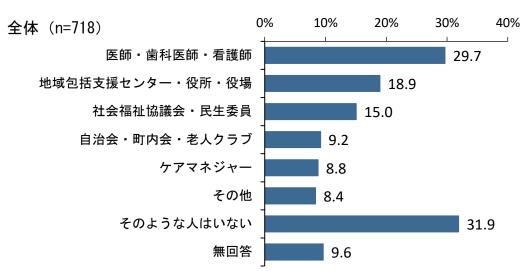
地域住民による活動について、参加者として参加意向のある人の割合は61.0%となっています。

■地域住民による活動への参加意向(参加者として)



⑧ 家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手

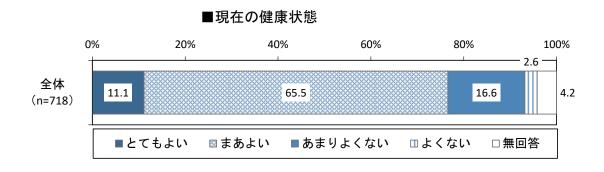
家族や友人·知人以外で何かあったときに相談する相手がいない人の割合は 31.9%となっています。



■家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手

⑨ 現在の健康状態

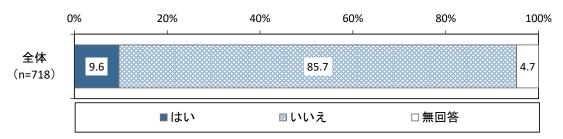
現在の健康状態をよいと感じている人の割合は 76.6%、よくないと感じている人の割合は 19.2%となっています。



⑩ 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の割合は9.6%となっています。

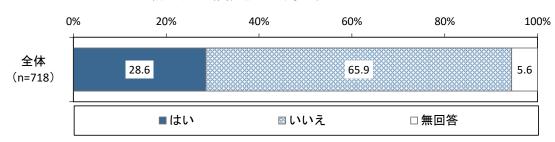
■認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか



① 認知症の相談窓口の周知状況

認知症の相談窓口の周知状況について、認知症の相談窓口を知っている人の割合は 28.6%となっています。

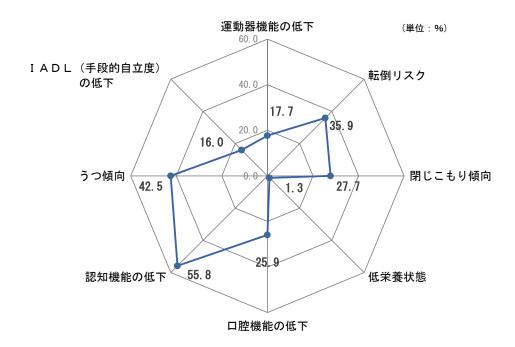
■認知症の相談窓口の周知状況



② リスクの発生状況

調査結果より各種リスク状況を判定した結果、リスクがあると判定された人の割合をみると、「認知機能の低下」が55.8%で最も高く、次いで「うつ傾向」(42.5%)、「転倒リスク」(35.9%)の順となっています。

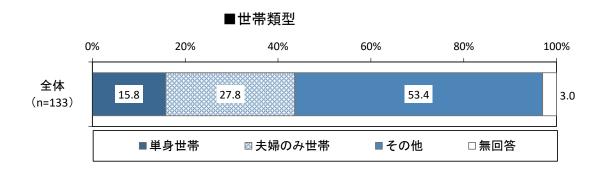
■リスクの発生状況



(3) 在宅介護実態調査

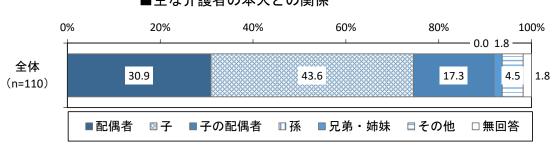
① 世帯類型

世帯類型については、「その他」が 53.4%で最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」が 27.8%、「単身世帯」が 15.8%となっています。



② 主な介護者の本人との関係

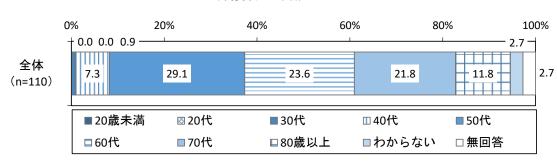
主な介護者の本人との関係については、「子」が43.6%で最も高く、次いで「配偶者」が30.9%、「子の配偶者」が17.3%と続いています。



■主な介護者の本人との関係

③ 主な介護者の年齢

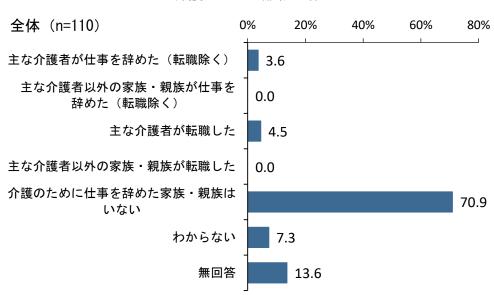
主な介護者の年齢については、「50代」が29.1%で最も高く、次いで「60代」が23.6%、「70代」が21.8%と続いており、60歳以上の割合は57.2%となっています。



■主な介護者の年齢

④ 介護のための離職の有無

介護のための離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 70.9% で最も高く、「主な介護者が転職した」が 4.5%、「主な介護者が仕事を辞めた (転職除く)」が 3.6% となっています。

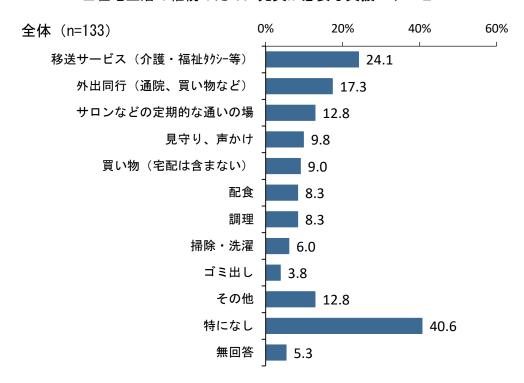


■介護のための離職の有無

⑤ 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスについては、「特になし」が 40.6%で最も高く、次いで「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が 24.1%、「外出同行(通院、買い物など)」が 17.3%となっています。

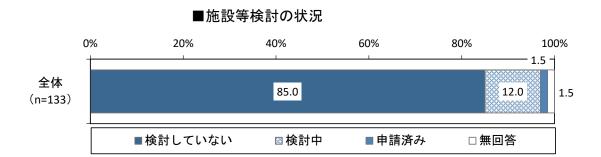
■在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス



第2章 高齢者等の現状

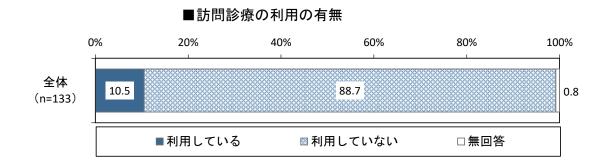
⑥ 施設等検討の状況

施設等検討の状況については、「検討していない」が85.0%で最も高く、次いで「検討中」が12.0%、「申請済み」が1.5%となっています。



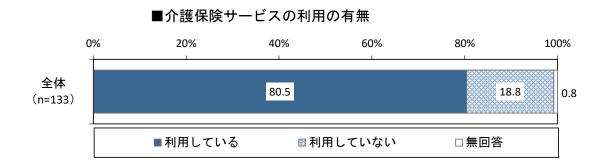
⑦ 訪問診療の利用の有無

訪問診療の利用割合は10.5%となっています。



⑧ 介護保険サービスの利用の有無

介護保険サービスの利用割合は80.5%となっています。



⑨ 主な介護者の勤務形態

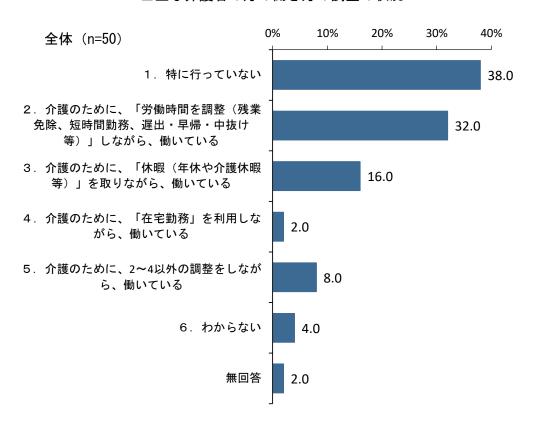
主な介護者が就労している割合は45.9%となっています。

■主な介護者の勤務形態 0% 20% 40% 60% 80% 100% 2.8 19.3 26.6 46.8 46.8 ■フルタイム勤務 ■パートタイム勤務 ■働いていない □わからない □無回答

⑩ 主な介護者の方の働き方の調整の状況

主な介護者の方の働き方の調整の状況については、特に行っていない人の割合が 38.0%で、労働時間を調整しながら、働いている人が 32.0%、休暇を取りながら働いている人が 16.0%となっています。

■主な介護者の方の働き方の調整の状況



第2章 高齢者等の現状

⑪ 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援については、「特にない」が30.0%で最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が18.0%、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が12.0%となっています。

全体 (n=50) 0% 10% 20% 30% 40% 労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制 18.0 など) 介護休業・介護休暇等の制度の充実 12.0 自営業・フリーランス等のため、勤め先はない 6.0 制度を利用しやすい職場づくり 6.0 働く場所の多様化(在宅勤務・テレワークなど) 6.0 仕事と介護の両立に関する情報の提供 6.0 介護に関する相談窓口・相談担当者の設置 6.0

その他

特にない

無回答

4.0

10.0

12.0

10.0

30.0

■就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

② 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

介護をしている従業員への経済的な支援

主な介護者に確認しないと、わからない

主な介護者の就労継続の可否に係る意識について、続けていけると感じている人の割合は80.0%となっています。

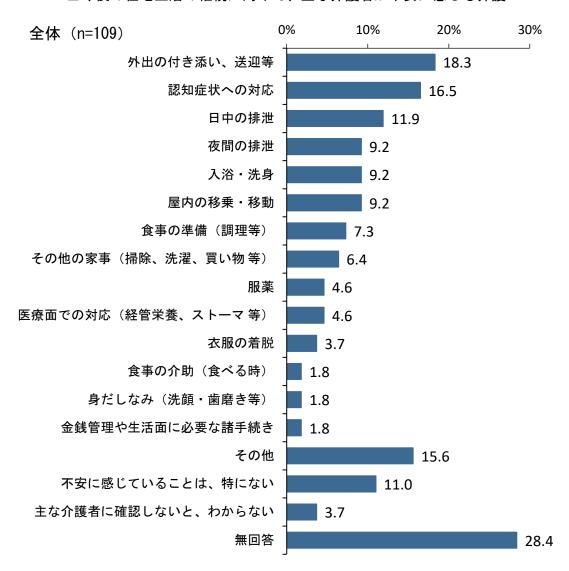
0% 40% 100% 20% 60% 80% 4.0 2.0 全体 38.0 6.0 42.0 8.0 (n=50)■問題なく、続けていける 図問題はあるが、何とか続けていける ■続けていくのは、やや難しい □続けていくのは、かなり難しい ■わからない □無回答

■主な介護者の就労継続の可否に係る意識

③ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護については、「外出の付き添い、 送迎等」が 18.3%で最も高く、次いで「認知症状への対応」(16.5%) となっています。

■今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護



5. 課題のまとめ

本町の高齢者に係る現状から、課題についてまとめました。

(1) 認知症施策の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知機能が低下しているリスクがある高齢者が 55.8% となっていました。また、在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護について、認知症状への対応が多くなっていました。

認知症は早期に発見し支援することで、進行を緩やかにできる可能性があります。そのため、住民一人ひとりが正しい理解に基づいて予防を含め認知症への「備え」について主体的に取り組めるよう認知症に関する正しい知識を普及啓発する必要があります。また、できるだけ認知症の進行を緩やかにするために、様々な手法で認知症予防の取り組みを進める必要があります。

(2)介護予防と健康づくりの推進

本町の後期高齢者人口は増加傾向で推移し、それに伴い要支援・要介護認定者数も増加傾向で推移しています。

高齢者が、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、その状態の維持・改善を目指すため、介護予防の取り組みを推進するとともに、地域において高齢者が主体的に介護予防に取り組めるようより一層支援する必要があります。

(3) 在宅生活を継続するための支援

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、ひとり暮らし高齢者の世帯が 13.5%、高齢者のみの世帯が 43.6%となっていました。また、在宅介護実態調査では、主な介護者が 60 歳以上の割合が 57.2%となっていました。

今後ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯など、支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。そのため、高齢者の幅広いニーズを踏まえながら、多様な主体の参画による、多様なサービス提供体制づくりを推進する必要があります。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、外出する際の移動手段として、「自動車(自分で運転)」が55.4%と高くなっていました。一方、在宅介護実態調査では、在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスとして、移送サービス(介護・福祉タクシー等)の割合が高くなっていました。

今後、高年齢化により自家用車の運転が難しくなると、移動が制限されてしまう恐れがあり、閉じこもりがちになると、フレイルや認知症の発症のリスクを高める恐れがあります。そのため、今後は、運転が困難になった人や要介護者を対象とした移送サービスの拡充が求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

超高齢社会を迎えた今、高齢者が地域で自立した生活を継続して送ることができるよう、高齢者一人ひとりの生活実態に即したサービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた社会参加を支援することが必要となります。障がいの有無や程度、心身の状況、人生経験、社会環境等、高齢者一人ひとりの多様な状況に応じ、個性を尊重し、高齢者が主体的に、必要な時に必要な所で、必要なサービスを利用できるようあらゆる場面できめ細かな取り組みを推進するとともに、高齢者や地域の関係団体、行政と協働し、すべての住民が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう取り組みます。

本計画では、前計画における考えを継承しつつ、団塊の世代すべてが 75 歳以上となる令和7 (2025) 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となる令和 22 (2040) 年を見据えて、総合的に施策を推進していきます。

自主・自立の確保

高齢期を、健やかに生きがいをもって暮らしていくためには、健康の維持・向上に対する住民一人ひとりの自助努力の精神と、これを支える社会のあり方が重要です。生涯を通じて、自己の意思に基づき、意欲と能力に応じて自主的に社会参加し、自己の権利が確保できる地域社会を形成します。

支え合う地域社会の形成

高齢化は高齢者だけの問題でなく、すべての住民の日常的な生活にかかわる問題です。高齢者を 地域の人々が支え合い、相互扶助や社会的支援を通じて、健康で安心できる地域社会を形成します。

■ ノーマライゼーション理念の確立

高齢者・障がいのある人をはじめ、住民のあらゆる人々が人間としての尊厳を保ち、平等に地域 社会の構成員として生きがいをもって生活できるノーマライゼーションの理念が確立された地域 社会を形成します。

2. 基本目標

基本理念に基づく基本目標は、以下の通りとし、この基本目標に沿って各種施策を展開します。

基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現に向け、高齢者のみならず障がい者、子ども等への支援も含めた包括的支援 体制の構築を目指します。

基本目標 2 認知症施策と権利擁護の推進

認知症の人やその家族を支援するため、認知症の予防から早期診断・早期対応を行い、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域づくりを進めます。また、高齢者等からの成年後見制度や権利擁護に関する相談・助言を行い、日常生活を支援します。

基本目標3 在宅医療と介護の連携

医療と介護双方のニーズを併せ持つ高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう在宅 医療と介護に関わる多職種の連携により、在宅医療と介護サービスが継続して一体的に提供できる 体制の整備・推進を図ります。

基本目標4 介護予防と生活支援の充実

高齢者自らが主体的に介護予防に取り組めるよう、住民主体の介護予防の推進を図るとともに、 地域のニーズを把握し、地域で必要とされる介護予防・生活支援の基盤整備の検討・推進を図ります。

基本目標 5 生きがいづくりや社会参加の促進

すべての高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、健康づくりや介護予防事業などを通して、健康に対する意識を高めるとともに、高齢者の豊かな経験や知識を活かし、地域の中で様々な分野で活躍し、交流ができる場所や機会を提供していきます。

基本目標6 介護保険事業の適正な運営

高齢化の進展に伴う介護給付費の増加により、介護保険料の上昇が見込まれる中、介護保険制度 を持続可能な制度とするため、要介護認定の適正化など介護給付費適正化の取り組みを進めていき ます。

3. 施策の体系

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
	(1)地域包括支援セ ンターの機能の 強化	 地域包括支援センターとの連携強化 地域包括支援センターの職員の確保と資質の向上 地域包括支援センターの普及啓発 相談機能の強化 地域包括支援センターの機能の充実
基本目標 1	(2)地域ケア会議の 充実	 地域ケア会議の開催とケアマネジメントカの向上 地域ケア会議の推進
を平日保 「 地域包括ケアシス テムの深化・推進	(3)地域支え合い体制の整備	 地域支え合い体制の機能強化 「見守り」体制の整備 見守り訪問事業 コミュニティソーシャルワーカー設置事業 心配ごと相談 生活困窮状態にある高齢者の支援 高齢者の孤立死防止の取り組み 災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備 災害時や感染症発生時における福祉サービスの継続と関係機関の連携

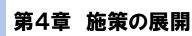
基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標 2	(1)認知症施策の 充実	 ③ 認知症ケア体制の強化 ② 医療との連携、認知症への早期対応の推進 ③ 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築 ④ 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
認知症施策と権利 擁護の推進	(2)権利擁護の推進	 高齢者虐待防止に向けた取り組み 成年後見制度利用支援事業 日常生活自立支援事業
	(3) 家族介護者への 支援の充実	 家族介護継続支援事業 家族介護慰労事業 当事者組織の支援

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容	
基本目標3	(1)在宅医療と介護	① 在宅医療の充実	
在宅医療と介護の	連携の推進	② 医療と介護の連携強化	
連携		③ 在宅医療の普及啓発	

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
	(1)介護予防・日常生 活支援総合事業 (総合事業)の 充実	① 介護予防・生活支援サービス事業② 一般介護予防事業
基本目標 4 介護予防と生活支 援の充実	(2)健康づくりの 推進	 健康手帳の交付・普及 健康教育 健康相談 健康診査 各種がん検診 歯科健康診査 骨粗しょう症検診 肝炎ウイルス検査 訪問指導
	(3)福祉サービスの 充実	 1 給食サービス 2 日常生活用具の給付 3 緊急通報装置の貸与 4 車いすの貸与 5 移送サービス事業
	(4)住まいとまちづ くりに関する施 策の推進	 高齢者の居住の安定確保 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備 大阪府福祉のまちづくり条例に則ったまちづくりの推進

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標 5 生きがいづくりや	(1)生きがいづくり への支援	 1 老人クラブへの支援 2 高齢者の学習機会やスポーツ活動の確保 3 ボランティア活動 4 小地域ネットワーク活動推進事業
社会参加の促進	(2) 高齢者の活躍す る機会の確保・ 推進	① 活躍の機会の充実

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
	(1)最適な介護サー	① 介護サービスの充実
	ビスの提供	② 介護支援専門員 (ケアマネジャー) への支援
		① 適切な要介護認定の実施
		② サービス事業者への指導・助言
		③ 介護給付適正化の取り組み
基本目標 6	(2)介護保険サービ	④ 介護保険制度の相談、普及啓発、情報提供の
介護保険事業の適	スの質の確保と	充実
正な運営	向上	⑤ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制
		度の活用促進
		⑥ 介護サービス相談員等派遣事業
		⑦ 住宅改修支援事業
	(3)福祉・介護人材の	① 介護人材の確保
	確保・育成	② 介護人材の育成



基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括支援センターは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である地域共生社会の実現に向けた中核的役割を担うことから、地域包括ケアシステムを深化・推進するためにさらなる機能の強化が求められています。

今後も引き続き、高齢者の状態の変化に応じて適切な保健、医療、介護、福祉サービスが受けられるよう、地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)に対し必要な相談・指導を行い、要介護者本人やその家族が必要なときに必要な支援を切れ目なく活用できるように援助します。

また、地域ケア会議等を通じて、地域課題や高齢者の個々の課題の把握と、地域資源の発掘に努め、また、自立支援・重度化防止に向けた自立支援ケアマネジメント地域ケア会議についても開催し、自立支援型ケアマネジメントの強化に努めるほか、職員の資質向上や本町との連携強化などにも取り組むことで、地域包括支援センターの機能を強化します。

- (1) 地域包括支援センターの機能の強化
- ① 地域包括支援センターとの連携強化

現状と課題

地域包括支援センターと保険者は常に連携できており、情報共有が容易にできる環境であるという利点を生かし、住民により良いサービスが提供できるよう支援を行いました。

また、地域包括支援センター運営協議会を年1回開催して定期的に点検し適切に評価を行いました。

今後の方向

本町の地域包括支援センターは直営にて運営しており、保険者との連携や情報共有が容易に出来る環境であるという利点を生かし、住民により良いサービス提供ができるよう支援を行います。

また、PDCAサイクルの充実による効果的な運営の継続という観点から、本町及び地域包括支援センターや地域包括支援センター運営協議会にて定期的に点検し適切に評価を行います。

② 地域包括支援センターの職員の確保と資質の向上

現状と課題

地域包括支援センターに三職種(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)各1人とケアマネジャー1人、事務1人でしたが、保健師を1名増加して地域包括支援センターの人員の強化を図りました。

また、地域包括支援センター内で定期的に情報交換し、適切な利用者への支援の検討も含めて行いました。

今後の方向

地域包括ケアを推進するために三職種やケアマネジャーを配置し、地域包括支援センター内で定期的に情報交換するとともに多様な相談に対して専門性を生かしたチーム支援を行います。また、 適宜研修に参加し、質の向上に努めます。

③ 地域包括支援センターの普及啓発

現状と課題

地域包括支援センターは本町のホームページや配食・見守り等の生活支援や介護予防サービスに 関する情報を公開しています。

また、新規の要支援者でサービス利用者にはパンフレットを配布し、周知しています。

今後の方向

今後も引き続き地域包括支援センターの役割や機能について、本町のホームページやパンフレット等様々な媒体方法を通じて普及活動を図り、地域の身近な相談窓口としてすべての必要な人が利用しやすい機関となるよう周知に努めます。

④ 相談機能の強化

現状と課題

高齢者に対し、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援(支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ)、高齢者の虐待防止、施設等における身体拘束の防止、認知症高齢者の対応、権利擁護の対応等に対して地域包括支援センター内や関係機関で情報共有を図り、連携して複合的な問題に対応し、支援を行いました。

今後の方向

引き続き地域包括支援センター内では定期的に情報共有を図り、関係機関と連携して複合的な問題に対応して適切な支援を行います。

取り組みの実績値・目標値

	単位		実績値			目標値	
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■総合相談							
利用件数	人	599	717	666	713	763	816

⑤ 地域包括支援センターの機能の充実

現状と課題

地域のネットワークを強化する中で、地域の課題や現状を分析し、課題の抽出とその対策づくりや、個別ケースの情報交換、地域資源の整理等を行っています。地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、さらに多職種と協働・連携の必要性があり、現在は、地域包括支援センター運営協議会を年1回開催し、本町と近隣市町村のケアマネジャーや介護サービス事業所に対して研修会を年4回開催し、資質向上に努めました。

今後の方向

引き続き、地域包括支援センター運営協議会での意見に対応し、地域包括支援センターがより機能を充実して支援ができる体制づくりに努めていきます。また、ケアマネジャーや介護サービス事業所に対して研修を行うことでケアの質の向上を目指しネットワークの構築を図るとともに利用者に対して質の高いケアや自立支援を進めていきます。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■河南町及び太子町地域ケア担当者会議							
開催回数	回	4	4	2	4	4	4

(2)地域ケア会議の充実

① 地域ケア会議の開催とケアマネジメント力の向上

現状と課題

地域包括ケアシステムの構築をめざすために、行政機関、医療機関、介護保険サービス事業者、関係機関などの多職種が協働して、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う場として「地域ケア会議」を開催しています。その会議で、地域が抱える課題を明確にし、適切な対応を行うことにより地域のケアマネジメントカの向上を図っており、支援困難ケースや地域課題に関するケース等の個別ケースの支援内容を通して、地域支援ネットワークを構築し地域課題の把握につなげています。要支援者や事業対象者に対して、自立支援ケアマネジメント地域ケア会議を年6回開催し近隣のケアマネジャーに自立支援のアセスメントの視点を養い、ケアマネジメントの向上に努めました。町全体の地域ケア会議では、継続して地域課題について検討し、課題解決に向けた会議を開催し、地域住民に地域づくりについて啓発を行いました。

今後の方向

要支援者や事業対象者の自立支援を推進していくために、ケアマネジャーや介護サービス事業者も参加した自立支援ケアマネジメント地域ケア会議を開催することや、会議において専門職(理学療法士、作業療法士など)による短期集中訪問指導(訪問型サービスC)につなぐことで、より自立した生活を目指せるようアセスメントカやケアマネジメントカの向上をより推進していきます。また、随時個別困難事例を継続します。

町全体の地域ケア会議については生活支援体制整備事業において協議体の会議で地域資源について検討しており、地域ケア会議は年2回から年1回に変更して継続して行います。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■地域ケア会議							
開催回数	□	1	2	2	1	1	1

第4章 施策の展開

② 地域ケア会議の推進

現状と課題

事業者側の観点として、要支援者や事業対象者に対して自立支援ケアマネジメント地域ケア会議を年6回開催し、近隣のケアマネジャーに自立支援のアセスメントの視点を養い、1回限りの専門職による利用者宅へのオプション訪問を行いましたが、関係機関と主旨の徹底ができず、自立支援を阻むこともありました。

そのため、令和2年度には介護事業者も含めて地域ケア会議を行いました。必要時には専門職による短期集中訪問指導(訪問型サービスC)を行い、より自立支援を推進できるようにしました。また、利用者側の視点として、元気な人が自信をもち介護保険のサービス終了につなげられるよう専門職の短期集中訪問指導や地域の通いの場などの地域資源の開発や活動を進めて自立支援を行いました。

今後の方向

要支援者や事業対象者の自立支援を推進していくために、ケアマネジャーや介護サービス事業者も参加した自立支援ケアマネジメント地域ケア会議を開催することや、会議において専門職による短期集中訪問指導(訪問型サービスC)につなぐことで、より自立支援した生活を目指せるようアセスメント力やケアマネジメント力の向上をより推進していきます。また、高齢者への専門職の短期集中訪問指導や地域の通いの場などの地域資源の開発や活動を進めることで自立支援を推進していきます。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■自立支援ケアマネジメント地域ケア会議							
開催回数	回	6	6	6	8	10	12

(3) 地域支え合い体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での支え合い、助け合う体制が 重要な基盤となります。

引き続き、地域の福祉ネットワークの機能の拡充を図り、生活支援コーディネーターや協議体の活動などを通じて、地域での支え合い、助け合う体制の構築、強化に取り組みます。

また、災害時等には、高齢者が安全かつ迅速に避難でき、避難後も必要な人へサービスが提供されるよう、災害時の要配慮者支援体制の充実を図り、防災や感染症対策についての周知啓発を行います。

① 地域支え合い体制の機能強化

現状と課題

地域住民をはじめ多様な事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制を構築するため、平成28年6月に社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、また、地域での生活支援体制に関する情報の共有を図るため、平成30年度に協議体を設置し、地域資源の充実に向けて検討しました。町と社会福祉協議会、生活支援コーディネーターが検討を重ね、令和元年7月から社会福祉協議会の移動支援(訪問型サービスD)に町が補助を開始し、令和2年4月から通いの場の充実として住民主体の通いの場(通所型サービスB)に町から補助を開始しました。しかし、サービスの担い手不足が課題となっています。

今後の方向

訪問型サービスDや通所型サービスBについて、対象者や対象団体に周知を図り、自立支援を推進していきます。また、サービスの担い手不足の課題については、協議体で検討していきます。

第4章 施策の展開

② 「見守り」体制の整備

現状と課題

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、在宅生活を支援する サービスの充実に加え、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守る地域社会の構築が不可欠です。本 町、地域包括支援センター及び見守りネットワークの情報共有による「発見」、「相談」、「つなぎ」の 体制の構築を推進する必要があります。

現在は、民生委員・児童委員の見守りや配食サービスでの見守り、地域見守り推進事業における 民間事業者や、「いきいき百歳体操」等の地域活動による緩やかな見守りを行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大時には、民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者や介護者家族の会では会員の方に見守りの連絡を行いました。

今後の方向

今後も継続して重層的な見守りが行えるよう努めます。

③ 見守り訪問事業

現状と課題

在宅のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等に対して、配食時に安否確認を行い、高齢者の不安解消や健康の増進とともに自立生活の支援を図りました。

今後の方向

今後も継続して高齢者一人暮らし世帯等への見守りや、栄養状態が偏らないよう栄養管理をした食事の確保に努めます。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■給食サービス							
利用数	食	3, 735	3, 726	3, 923	4, 189	4, 273	4, 332

④ コミュニティソーシャルワーカー設置事業

現状と課題

コミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に設置し、制度の狭間の問題など個別の課題 に対応し、相談・支援を行っています。最近の傾向としては、いろいろな課題が重なっている複合 的なケースが増加しており、1件あたりの時間が増えています。

今後の方向

引き続き、コミュニティソーシャルワーカーが相談に応じ、一人ひとりに合った福祉サービスの紹介や専門機関へのつなぎ見守りなどを行います。一人ひとりへの支援を通し、そこから見えてくる地域の課題について、地域の方と一緒に考え、支えあいの仕組みづくりに取り組みます。

取り組みの実績値・目標値

		実績値			目標値		
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	件	393	363	400	400	400	400
訪問回数	回	108	121	130	130	130	130

⑤ 心配ごと相談

現状と課題

社会福祉協議会職員を中心に、日常生活の中での困りごとや心配ごとなどに対して相談に応じ、適切な助言・援助を行っています。

今後の方向

今後も引き続き、相談に応じ問題解決に努めます。専門的解決を要する内容には、より適切な相談窓口やサービスの申込先を紹介します。

	*** **	実績値			目標値		
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	件	14	12	15	15	15	15

第4章 施策の展開

⑥ 生活困窮状態にある高齢者の支援

現状と課題

生活困窮状態にある高齢者の支援については、大阪府富田林子ども家庭センターや大阪府生活困窮者自立支援等受託業者の「はーと・ほっと相談室」、社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)と連携し、生活困窮者へ必要な支援を行いました。

今後の方向

今後も引き続き、関係機関と連携、協働して支援を行います。

⑦ 高齢者の孤立死防止の取り組み

現状と課題

高齢者の孤立死を防止するために、住民や民間企業と連携した見守り体制の拡充や、本町の担当課を中心とした庁内関係部局との連携、住民参加の福祉サービスをコーディネートする社会福祉協議会との連携、さらには、地域住民の身近な相談や地域の代弁者として活動している民生委員・児童委員などとの連携強化に努めてきました。

民生委員・児童委員の見守りや配食サービス、緊急通報装置の定期連絡での見守り、地域見守り 推進事業における民間事業者による緩やかな見守り等を進め、孤立化防止に向け、さらなる重層的 な見守りを行いました。

今後の方向

今後も継続して重層的に見守りができるように努めます。

⑧ 災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備

現状と課題

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増加している状況のもと、災害時における高齢者の安全 確保のため、引き続き関係機関と協議のうえ避難行動要支援者に関する情報をあらかじめ把握し、 防災情報の伝達手段や避難誘導の支援体制づくりを推進しました。

今後の方向

今後も安否確認体制の強化を図るなど、重層的な体制づくりを進めます。

⑨ 災害時や感染症発生時における福祉サービスの継続と関係機関の連携

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談・見守り体制の整備等、地域における セーフティネットの構築に努めており、地域包括支援センターと民生委員・児童委員、自治会等と の連携の強化に努めてきました。

今後の方向

災害時については引き続き、相談・見守り体制の整備等、地域におけるセーフティネットの構築 に努め、被災者に対して、適切なサービス提供が出来るような枠組みの構築、また、避難生活の長 期化に備え、災害時に特別な配慮を要する高齢者の受け入れについて検討を進めます。

また、感染症対策については、「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「河南町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、関係機関等と連携しながら対策を進めます。また、介護サービス事業所については、感染拡大防止策等の周知・啓発や研修の充実等を進めます。

さらに、介護サービス事業者に対しても災害時等の対応に関するマニュアル等の整備を促す等、 災害対策・感染症対策への取り組みを行います。

基本目標2 認知症施策と権利擁護の推進

認知症は誰もがなりうる身近な病気であり、家族や身近な人が認知症になること等を含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域づくりを進め、地域共生社会を推進していくことが重要です。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指すため、令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」には、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開、の5つの柱に沿った施策が盛り込まれています。

本町においても「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症高齢者や若年性認知症の人が、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、総合的に認知症施策を推進します。

(1) 認知症施策の充実

① 認知症ケア体制の強化

現状と課題

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。さらに、平成 29 年 4 月より 社会福祉協議会にも認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケアパス作成業務などを委託していま す。

地域住民に対し、認知症地域支援推進員の活動を啓発する必要があり、今後、さらに認知症高齢者が増加することが見込まれるため、相談支援体制や認知症の人の介護者への支援等をより強化する必要があります。

今後の方向

認知症地域支援推進員と地域包括支援センター、社会福祉協議会が連携し、相談体制や介護者への支援を推進していきます。また、三町村合同で各町村のサポート医と歯科医師、薬剤師、地域包括支援センター等で年1回認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催し、医療と介護関係者間の情報共有を図っていきます。

② 医療との連携、認知症への早期対応の推進

現状と課題

認知症の人に、その状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療・介護などの各サービスと連携する、認知症地域支援推進員を配置しました。また、認知症の人へ早期から家庭訪問を行い、症状に関するアセスメントや、家族の支援などを行うチームとして認知症初期集中支援チームの設置を進め、平成 29 年度にチーム員研修やチーム員で使用する共通ツールを作成し、平成 30 年4月からチーム員が活動できるよう準備を進めてきました。

現状として認知症初期集中支援チームで動いた事例は少ないため、今後、認知症地域支援推進員による家庭訪問をさらに強化し、対象者のニーズも踏まえた上で支援につなげていく必要があります。

今後の方向

富田林医師会管内で、富田林地域における地域包括ケア推進のための多職種研修会(大規模研修)を富田林医師会が主催で、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会、管内4市町村とともに年1回の研修を継続して、顔の見える関係づくりに努めていきます。また、平成30年度からの認知症初期集中支援チームを活用し、早期に診断・早期対応する体制整備を整え、適宜チーム員で会議を開催し、適切な支援方法を検討していきます。さらに、本町と三師会において年1回の協議会認知症初期集中支援チーム検討委員会で情報共有をしていきます。

③ 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

現状と課題

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すために、住民への啓発活動の実施や、徘徊見守りネットワークの整備を検討してきました。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、若年性認知症を含めた認知症の人と、その家族への支援をさらに強化する必要があります。

今後の方向

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症サポート事業にて認知症の予防に関する知識や 普及啓発を継続していきます。また、徘徊高齢者対策としての徘徊高齢者SOSネットワークの事 前登録やその登録者に対して、徘徊しても早期発見できるようQRコード付きシールの配布等を継 続して行っていきます。

また新たに、認知症の人やその家族に対しての支援として、情報共有し互いを理解しあう身近な場として、認知症カフェ等の設置を推進していきます。さらに、介護者家族への支援として、介護教室等の普及を促します。

取り組みの実績値・目標値

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
徘徊高齢者 SOS ネット ワークの登録者数	人	4	7	5	6	7	8	
QRコード付きシール の配布数	枚	40	70	50	60	70	80	
認知症カフェ設置数	箇所	1	1	1	2	2	3	
介護教室の開催	回	2	1	2	2	2	3	

④ 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

現状と課題

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で生活を継続できるように支援するためには、地域社会 全体で認知症の人を支える仕組みづくりが重要です。

今後の方向

地域社会全体で認知症の人の生活を支える取り組みとして、認知症サポーターを養成し、認知症 地域支援推進員や、認知症サポーター養成の講師役であるキャラバン・メイト等と連携しながら、 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる「認知症バリアフリー」の地域づくり に取り組みます。

また、認知症サポーターをはじめとした、支え合いの担い手と認知症の人と家族等の当事者の支援ニーズをつなげる仕組みであるチームオレンジ等の整備を検討します。

	332 I.L.	実績値			目標値		
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター数	人	1, 464	1, 649	1, 649	1, 830	2, 010	2, 190

(2) 権利擁護の推進

① 高齢者虐待防止に向けた取り組み

現状と課題

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応を図るために、高齢者虐待に対応するための地域包括支援センター等との連携強化を図りました。研修を受講することで専門職の確保や対応の技量の向上及び本町職員の迅速かつ適切な対応力の向上を目指しました。また、介護相談員には定期的に会議や研修をして質の向上を図り、定期的に介護サービス事業所に行くことで、早期に虐待を発見できるような体制を継続しました。高齢者虐待の判断がつかない事例には、定期的な弁護士相談にて助言を受けて適切に対応しました。

今後の方向

引き続き、適切な支援を迅速にできるよう住民や関係機関に啓発、周知するとともに、介護サービス事業者や介護サービス相談員、弁護士などの関係機関と連携して対応に取り組みます。

② 成年後見制度利用支援事業

現状と課題

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い成年後見制度についての窓口相談が増加し、判断能力が不十分な低所得の高齢者が、本人の意思により成年後見審判(法定後見)の申し立て手続きの支援や申立て機関の紹介などを行い、また成年後見町長申立ても行いました。町長申立てをした人の後見人報酬は、被後見人の所得状況により助成金を活用しました。

今後の方向

引き続き普及啓発を図り、相談や成年後見制度利用支援を継続します。また、課題の対応に向けて弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制の構築する必要性が高まっていることや、社会的に元気な高齢者の社会参加の促進を図ることを念頭に、成年後見制度相談件数や申立て件数等の状況をみながら市民後見人の体制づくりを推進していきます。さらに、成年後見制度の利用促進に向け、地域の関係機関との重層的なネットワークの構築を進め、中核機関の設置を検討します。

	単位		実績値		目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	件	1	0	1	1	1	1

第4章 施策の展開

③ 日常生活自立支援事業

現状と課題

認知症高齢者等の増加によりサービスの希望者は増加しています。現在、待機者が発生している 状況にあり、半年待ちの場合もあります。

今後の方向

成年後見制度の普及啓発を進めつつ、引き続き事業を継続してまいります。

取り組みの実績値・目標値

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談件数	件	301	254	301	300	300	300	
利用人数	人	9	10	9	10	10	10	
訪問回数	回	133	140	133	140	140	140	

(3) 家族介護者への支援の充実

① 家族介護継続支援事業

現状と課題

要介護度4、5の人で、過去1年間介護保険サービスを利用せず在宅で常時介護している家族介護者に対し、年額10万円を支給しています。

今後の方向

家族等の相談を受けて、家族の支援状況を踏まえ適切な介護サービスや高齢福祉事業の利用も含めた総合的な支援の必要性を確認し、必要に応じて適宜サービスの提供を行います。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	件	1	1	1	1	1	1

② 家族介護慰労事業

現状と課題

家族介護者が継続して介護を続けることができるよう、紙おむつ等の購入費用を要介護度3~5 の人に助成しました。住民には広報にて周知しました。

今後の方向

今後も高齢者福祉サービスとして、高齢者の紙おむつ代の経済的な支援を継続的に行うとともに、 住民に対して広報などで周知を図ります。

取り組みの実績値・目標値

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	件	21	24	25	27	27	28

③ 当事者組織の支援

現状と課題

介護者(家族)の会など当事者間の交流や相互支援を行っている団体に対して、事務局を担う社会福祉協議会と情報交換、また、在宅介護支援センターに委託して介護者家族に向けて介護者教室を行いました。令和2年度には認知症の本人同士や認知症家族の交流・情報交換目的で認知症本人会や認知症家族の会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の関係で状況把握に努めました。

今後の方向

今後も引き続き介護者(家族)の会の事務局である社会福祉協議会と連携して支援をし、また、 在宅介護支援センターと連携して介護者教室を開催していきます。さらに、地域の状況を鑑み認知 症本人や家族の情報交換の場の提供等検討していきます。

基本目標3 在宅医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制づくりを進めます。

(1) 在宅医療と介護連携の推進

① 在宅医療の充実

現状と課題

在宅医療を 24 時間提供できる体制確保や看取り、病院との連携などの在宅医療推進をする必要があり、平成 29 年に三師会(富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会)と三町村(河南町、太子町、千早赤阪村)で在宅医療介護連携推進事業委託契約を締結しました。24 時間切れ目のない在宅医療を推進するために富田林医師会が開催する強化型在宅支援診療所・病院部会での事例検討会や情報交換を行いました。

今後の方向

令和3年度以降は本町と三師会で在宅医療介護連携推進事業の事業委託に変更し、在宅医療の充実に向けて引き続強化型在宅支援診療所・病院部会での事例検討会や情報交換を行い医療と介護の連携推進に努めます。

② 医療と介護の連携強化

現状と課題

本町単独では規模が小さく対応が難しいため地域課題が似ている三町村と三師会が事業委託をして事業展開をしました。また、三師会を含む医療関係者や四市町村(富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村)が協働して、富田林管内の医療関係者と介護サービス関係者の「富田林地域における地域包括ケア推進のための多職種研修会」を年1回開催していましたが、平成30年度より小規模の「医療介護連携推進のための多職種研修会」を増やし在宅医療介護連携を推進しました。課題として三町村と三師会で事業委託をしていましたが、四市町村と三師会で事業を展開することが多く重複する事業があります。

今後の方向

今後は本町と三師会で事業委託契約して四市町村や三師会等の医療関係者と協働して、地域課題をテーマにして「地域包括ケア推進のための多職種研修会」や「医療介護連携推進のための多職種研修会」を開催し、在宅医療介護連携が推進するよう努めます。

③ 在宅医療の普及啓発

現状と課題

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、高齢者本人や家族、医療・介護等の関係者との間で連携を図るため、健康状態や連絡先などを書き込むことができる「笑顔れんらく帳」を配布しています。

また、三町村の医療機関・介護サービス事業所や三町村在宅医療介護連携マップをホームページ 公表しています。

今後の方向

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、自分自身で前もって考え、家族や医療・介護関係者等と話し合うことが重要です。そのため、人生の最終段階の医療・ケアについて、日頃から家族や医療・介護従事者と繰り返し話し合うプロセスであるACP(アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」)について普及啓発するためのツールとして令和2年度中に「私の想いおぼえ書きノート〜もしもの時に備えて〜」を作成し、令和3年度以降配布していきます。

基本目標4 介護予防と生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心した暮らしが続けられるよう、要介護・要支援にならないために心身の状態を維持(向上)する取り組みである介護予防や健康づくりへの支援の一層の推進を図ります。また、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図ります。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実

本町では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月から開始しています。

介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の 多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進 し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもので、介護予防・ 日常生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。

データを活用しながら、PDCAサイクルに沿って評価・見直し等を行い、保険者機能強化推進 交付金等の活用も含めて、施策を推進します。

① 介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問型サービス事業

■事業の種類・内容

サービス種別	内容
訪問介護 (訪問介護相当サービス)	訪問介護員による身体介護、生活援助
訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス)	生活援助等
訪問型サービスB (住民主体による支援)	住民主体の自主活動として行う生活援助等
訪問型サービス C (短期集中予防サービス)	保健師等による居宅での相談指導等
訪問型サービス D (移動支援)	移送前後の生活支援

現状と課題

平成 29 年度から訪問介護相当サービスと人員基準を緩和した緩和型サービスAで開始していましたが、地域ケア会議で抽出された地域課題を生活支援体制整備事業の協議体の会議にてサービスを拡充していきました。本町と社会福祉協議会で検討を重ね、令和元年7月から社会福祉協議会がラクチンライフサポート事業の一部を拡充して町内の移動支援の訪問型サービスDを開始し、その事業に対して本町は補助をしています。また、令和2年4月からは専門職による短期集中訪問指導の訪問型サービスCを開始しました。

課題として、現在は訪問型サービスAの事業所がなく、また、住民の移動支援の要望は近隣市への病院の送迎ですが、訪問型サービスDは免許返納のため利用者数が伸びていますが、運転するボランティア不足が課題となっています。

今後の方向

引き続き上記のサービスを適切に提供していきます。今後は総合事業の対象者の弾力化により、本町の判断で要介護者についても介護予防・生活支援サービス事業の対象となることから、訪問型サービスC、Dについては今後需要が増えると予測され、より自立支援を目指したサービス提供を目指します。また、介護人材不足から訪問型サービスBについて検討していきます。

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
件数(実人数)	回	42	54	61	106	158	173	
事業費	円	8, 166, 724	10, 410, 520	10, 414, 451	14, 658, 000	17, 624, 000	20, 544, 200	

第4章 施策の展開

(イ) 通所型サービス事業

■事業の種類・内容

サービス種別	内容
通所介護 (通所介護相当サービス)	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練
通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	ミニデイサービス、運動・レクリエーション等
通所型サービスB (住民主体による支援)	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場
通所型サービス C (短期集中予防サービス)	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム

現状と課題

平成 29 年度から通所介護相当サービスと人員基準を緩和した通所型サービスAで開始していましたが、地域ケア会議で抽出された地域課題を生活支援体制整備事業の協議体の会議にてサービスを拡充していきました。本町と社会福祉協議会で検討を重ね、令和2年4月からは住民主体の通いの場の通所型サービスBへの補助を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年下半期頃から通いの場に本町職員と生活支援コーディネーターが通いの場に訪問し、周知を図っている段階で、現在対象団体はありません。

課題として、現在は通所型サービスAの事業所は2ヶ所と少なく、また通所型サービスBの周知ができていない状況です。

今後の方向

今後も上記のサービスを適切に提供していきます。住民主体の通いの場の通所型サービスBについては、通いの場に周知して、補助などを受けながら少しでも住民の負担が減り継続できるよう支援をして自立支援を進めていきます。また、総合事業の対象者の弾力化により、本町の判断で要介護者についても介護予防・生活支援サービス事業の対象となりますが、特にサービス量の変化は見られないと考えています。

さらに、協議体等で必要性を認められた場合に専門職による短期集中サービスの通所型サービス Cを検討していきます。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(実人数又は団体 数)	回	74	74	77	81	84	87
事業費	円	20, 399, 374	20, 023, 011	21, 803, 173	23, 409, 000	24, 894, 000	26, 430, 000

(ウ) 介護予防ケアマネジメント事業

現状と課題

要支援者等の状態に応じて適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。

介護予防の推進に向けては、マネジメント者のスキル向上が重要であることから、地域包括支援 センター職員のみならずケアマネジャーを対象に、研修会や地域ケア会議等により、自立支援に資 する介護予防ケアマネジメントカ向上に取り組む必要があるため、河南町と太子町合同でケアマネ ジャー等への研修や自立支援ケアマネジメント地域ケア会議等を通して、ケアマネジャーがインフ オーマルサービスも含め自立支援を目指す適切なケアマネジメントを行えるよう取り組みました。

今後の方向

今後も継続して事業を行い、地域包括支援センターによる近隣のケアマネジャーへの研修や専門 職が自己研鑽等をすることで、適切で自立したケアマネジメントができるよう努めます。

取り組みの実績値・目標値

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(計画)	回	783	805	850	908	926	939
事業費	円	19, 532, 855	18, 859, 920	28, 250, 000	30, 164, 053	30, 766, 625	31, 191, 970

② 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者の方を対象に、介護予防が必要な人の把握やそれらの人々の介護予防活動への参加促進、地域での介護予防活動の促進等を行う事業です。

■事業の種類・内容

事業	内容						
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を 把握し、介護予防活動への参加につなげる						
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及啓発を行う						
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う						
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事 業の評価を行う						
地域リハビリテーション 活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住 民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施						

現状と課題

要支援と非該当とを行き来するような高齢者に対しても、自立支援サービスを途切れることなく 提供できるよう、介護予防事業を推進してきました。特に、自立や社会参加の意欲の高い高齢者に 対しては、ボランティアによる事業参加や活動の場を提供できるようさらに検討する必要がありま す。

今後の方向

今後、さらなる高齢化か進み、虚弱(フレイル)高齢者数も増えることが予測されることから、元気な高齢者を増やすため、データを活用しながら P D C A サイクルに沿って介護予防事業の評価・見直し等を行い、専門職等の関与を得ながら、介護予防の普及啓発により自ら介護予防に努める環境を整えていきます。また、元気な高齢者に対しては、自ら社会参加し、生きがいづくりにつなげるとともに、住民主体の憩いの場づくりとしての「いきいき百歳体操」等を通じて、介護予防を推進していきます。さらに、介護予防の普及啓発を進めていくリーダーの養成を継続していきます。

新たに、本計画期間中に審査会で新規要支援者と判定された人に対して、理学療法士や作業療法 士などのリハビリ職によるアセスメント訪問により適切なサービスを導入し、より自立支援につな げていきます。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき百歳体操実施 箇所	箇所	22	24	25	26	27	28
リーダー育成数		41	41	44	47	50	53

(2)健康づくりの推進

心身ともに健康な状態を維持し、活力ある高年期を迎えるためには、成年期から壮年期の継続した健康づくりにより生活習慣病を予防することが重要です。

本町では、「健康かなん21 (第二次)」を推進し、生活習慣病予防のための情報の提供を行うとともに普及啓発に努めてきました。また、「かなん健康マイレージ事業」により住民の健康意識の向上に努めるとともに、「いきいき百歳体操」のPRを行ってきました。

引き続き、特定健康診査・特定保健指導、がん検診の積極的な受診勧奨や健康に関する正しい知識を普及啓発し、「いきいき百歳体操」の実施地域における継続的な活動を行うことで、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進します。

① 健康手帳の交付・普及

現状と課題

平成 30 年度から、特定健康診査及び後期高齢者健康診査を受けた者に健康診査等の結果が管理できるように健康記録ファイルを配布しています。

課題としては、健康記録ファイルを知ってもらい自己に健康管理ができるよう、各事業で周知を 行う必要があり、また、健康記録ファイルを配布していますが、実際は健診の結果を綴られている か等、今後確認していく必要があります。

今後の方向

今後も健康記録ファイルの配布を継続的に随時交付し、自己の健康管理のために活用を促します。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	件	195	127	70	100	100	100

第4章 施策の展開

② 健康教育

現状と課題

住民の健康についての自覚を高めるため、心身の健康に関する正しい知識の普及を図り「自らの健康は自ら守る」という認識を広めることにより、壮年期からの健康の保持増進に資することを目的として、各種の健康教育を実施しています。集団健康教育は、歯周疾患、骨粗しょう症、病態別教室(肥満・糖尿病・高血圧症・脂質異常症)等に加え、町内の各種団体に対して健康づくりに関する講演や指導を実施しています。個別健康教育は、1か月以内に禁煙しようと思っている喫煙者に対し、ニコチン依存度チェック、呼気中CO濃度測定などを行い、禁煙に向けて個別指導を行っています。

集団健康教育では、参加者が減少しており、教室参加者が増えるよう、周知方法、教室内容を検討していく必要があります。

今後の方向

今後も、心身の健康に関する正しい知識の普及と「自分の健康は自ら守ること」を実現するため、 健康教育の場の拡大、内容等の充実を図り、生活習慣病の発症予防や重症化の予防、健康寿命の延 伸に努め、住民の健康に対する自覚を高められるよう定期的に実施していきます。令和2年度から 高齢者の保健事業と介護一体的実施事業の開始予定で、集団健康教育では対象者の年齢層を拡大し、 教室内容を検討していきます。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■集団健康教育(一般・重点)							
	回	38	36	11	40	40	40
	人	1, 179	1, 169	30	1, 200	1, 200	1, 200
■個別健康教育							
	地域	0	0	4	5	5	5
	人	0	0	4	5	5	5

③ 健康相談

現状と課題

健康に関しての個別相談として、保健師等による健康相談及び管理栄養士による栄養相談等を実施しています。重点健康相談は、集団健診時に歯科健診受診者へ歯科相談を、骨粗しょう症検診受診者には栄養相談を実施しています。その他、保健師等の専門職により疾患等の相談に応じています。総合健康相談は、週1回健康相談の日を設け、電話や窓口等で随時相談を受け付けています。また、健康相談時は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する環境調整が必要です。

今後は、幅広い世代に向けて気軽に相談できる窓口の開設が必要であり、また、相談窓口を住民に広く周知し相談できる場の確保を行う必要があります。

今後の方向

引き続き、健康診査、各種がん検診及び健康教育等の実施に併せて、健康に関する助言や指導を 行うため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士等による総合健康相談及び重点健康相談の充実を 図ります。健康相談時は、感染症拡大予防のため、施設消毒や手指消毒の徹底を行います。

	W LL	実績値			目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
■重点健康相談(住民健診後結果説明会・骨粗しょう症検診時栄養相談・住民健診時歯科相談)								
	回	14	14	2	13	13	13	
	人	470	366	8	400	400	400	
■総合健康相談(一般優	建康相語	炎)(重点以外	の健康相談	・かなんウォ	ーキング・ロ	コモ予防教室	室)	
	回	101	85	24	50	50	50	
	人	1, 291	1, 243	85	1, 300	1, 300	1, 300	

4) 健康診査

現状と課題

平成 20 年度より高齢者医療確保法に基づき、特定健康診査として 40~74 歳を対象に行っています。また、75 歳以上の人に対しては後期高齢者医療制度の健康診査で実施しています。健康診査に関しては、生活保護世帯者に対し、集団健診、個別健診にて引き続き実施し、健康の保持・増進に努めています。

特定健康診査や後期高齢者健康診査として集団及び個別で健診を実施し、後期高齢者や国民健康保険加入者、被用者保険加入者にも追加健診として町単独の健診を実施していますが、健診を受けているが健康診査の結果から要医療となっても受診していない人が多いことが課題となっています。

今後の方向

河南町データへルス計画において慢性腎不全の割合が高く、糖尿病性腎症重症化予防の取り組みとして、令和元年度より特定健康診査受診者のうち、糖尿病が重症化するリスクが高い未受診者に対して、受診勧奨を行い、また糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い人に対して管理栄養士、保健師が保健指導を実施していきます。健康診査に関しては今後も引き続き実施し、健康の保持・増進に努めます。

⑤ 各種がん検診

現状と課題

胃がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診は、集団検診を行い、特定健康診査や後期高齢者健康診査と同時に実施しています。大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診は、集団検診と、医療機関での個別検診も実施しています。また、子宮頸がん検診と乳がん検診については平成 28 年度から無料受診券を配布し、大腸がん検診の個別検診においては、平成 28 年度から全対象者無料で受診できるようにし、受診率の向上に努めています。がん検診の提供として、肺がん検診ではCT検査、乳がん検診では乳房のエックス線検査を取り入れています。平成 27 年度から胃がんリスク検診として胃ピロリ菌抗体検査も実施しています。平成 30 年度より胃内視鏡検査を実施し、毎年受診者数は増加しています。各種がん検診の結果は、個別に記録を整理し、要精検者には精密検査の受診を勧奨しています。

集団検診の受診方法の定着や各種がん検診が同日に実施できるため、受診率は高くなっています。 そのため、休日の集団検診の日数や医療機関検診の期間を増やす等、検診を受診できる機会を充実 させる必要があります。

今後の方向

今後も引き続き、受診しやすい日程で集団検診を実施し、受診率の向上に努めます。医療機関検診では、医療機関検診の期間を拡大し、検診できる機会を増やす予定にしています。集団検診では、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、3密を避けて実施し手指消毒等の徹底を行います。

	334 F.L.	実績値			目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
胃がん検診受診率	%	11. 9	12. 0	5. 0	10.0	10.0	10.0	
肺がん検診受診率	%	8. 9	8. 6	5. 0	15. 0	15. 0	15. 0	
大腸がん検診受診率	%	12. 2	11.6	10.0	15. 0	15. 0	15. 0	
乳がん検診受診率	%	24. 9	24. 9	15. 0	25. 0	25. 0	25. 0	
子宮頸がん検診受診率	%	23. 6	24. 2	15. 0	25. 0	25. 0	25. 0	
前立腺がん検診受診率	%	12. 35	10. 2	0.0	12. 0	12. 0	12. 0	

⑥ 歯科健康診査

現状と課題

歯科健康診査は歯の2大疾病(う触、歯周疾患)予防のため、成人を対象に特定健康診査や後期 高齢者健康診査、各種がん検診と同時に集団健診を実施しています。また、富田林歯科医師会への 委託による40歳・50歳・60歳・70歳の節目健診も実施しています。集団健診では歯科衛生士の 口腔保健指導により歯周疾患等の予防活動を行っています。

集団健診では特定健康診査・後期高齢者健康診査や各種がん検診と同時に歯科健康診査を実施しています。そのため、休日の集団健診の日数や医療機関健診の期間を増やす等、歯科健康診査を受診できる機会を充実させる必要があります。また、平成30年度より後期高齢者に対しては、大阪府後期高齢者医療広域連合が大阪府医師会と契約し、歯科健康診査を実施しています。

今後の方向

今後も引き続き、集団健診時の同時実施や富田林歯科医師会への委託による節目健診の実施を行います。また、口腔保健指導等により歯周疾患等の予防活動、対象者への受診勧奨を行っていきます。

⑦ 骨粗しょう症検診

現状と課題

高齢者の骨折の基礎疾患となる骨粗しょう症予防を目的に実施しています。40歳以上の女性を対象として超音波検査による検診を特定健康診査・後期高齢者健康診査や各種がん検診と同時に8日間実施しており、管理栄養士等による栄養・食生活指導を行っています。

今後の方向

今後も引き続き、各種がん検診と同時に実施し受診率の向上に努めます。

⑧ 肝炎ウイルス検査

現状と課題

肝硬変や肝がんなどを未然に防ぐため、肝炎対策の一環として 40~75 歳で過去一度も検査を受けたことがない人を対象に、B型肝炎ウイルス抗原検査及びC型肝炎ウイルス抗体検査を集団検診、医療機関検診にて特定健康診査・後期高齢者健康診査や各種がん検診と同時に実施しています。また、感染が強く疑われた人に対しては、肝炎専門医療機関を紹介し治療につなげています。

今後の方向

今後も、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及と、肝炎による健康障がいの回避、症状の軽減 等に努めます。

⑨ 訪問指導

現状と課題

本人及び家族に対し必要な保健指導・栄養指導等を行うとともに、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため実施しています。対象者は、特定健康診査により特定保健指導の対象者となる人で、健診結果から指導を要する人に対し、保健師や管理栄養士等が訪問し指導を行っています。会社勤務等で日中不在の人が多い等の課題があることから、壮年期からの生活習慣の見直し・健康管理ができるよう、不在者へのアプローチが必要となっています。

今後の方向

今後も、生活習慣病予防の必要な対象者に対して訪問指導を実施し、生活習慣の改善の取り組みについて働きかけ、健康の保持・増進に努めます。

	*** **	実績値			目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
要指導者	人	79	62	0	80	80	80	

- (3) 福祉サービスの充実
- ① 給食サービス

現状と課題

ひとり暮らし高齢者等で、食事づくりが困難な人を対象に、食事(週5回)の定期的な供給を通じて健康の維持を図るとともに、配達時に安否確認を実施することにより、高齢者等の生活を支援しました。

現在のサービス利用者の平均年齢は83.4歳で見守りの必要性が高まっておりますが、もの忘れする人や軽度認知症で支援を受けている人等配食時に不在など見守りに時間がかかるようになってきました。お弁当を手渡ししていましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で対面ではなく、インターフォン越しに安否確認するなど配食するボランティアの方々の感染予防に注意を払いながら事業を行いました。今後の課題は、配食ボランティア活動をする人が新型コロナウイルス感染症の関係で活動を自粛する場合の対応を検討していく必要性があります。

今後の方向

高齢者のうち前期高齢者より支援の必要性が高くなる後期高齢者の伸び率の方が高くなるため、 今後も安定した事業を継続し、配食ボランティア活動についても検討していきます。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用食数	食	3, 735	3, 726	3, 923	4, 189	4, 272	4, 331
利用者数	人	363	331	348	372	380	385

② 日常生活用具の給付

現状と課題

介護保険サービスの対象となる福祉用具以外で、高齢者の日常生活を支援する用具の給付を実施していますが、実績はありませんでした。

今後の方向

事業実績が無いことから、事業の必要性の有無や内容を検討していきます。

取り組みの実績値・目標値

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
給付件数	件	0	0	1	1	1	1	
給付金額	円	0	0	41, 000	41, 000	41,000	41, 000	

③ 緊急通報装置の貸与

現状と課題

在宅のひとり暮らし高齢者等で急病や災害等の緊急事態が発生した時に、第1通報が看護師による 24 時間体制のコールセンターに通報できるよう緊急通報装置の貸与を行いました。

災害時事前注意喚起業務について、委託先に土日の対応を依頼しましたが委託先の職員が勤務先に行けない又は帰宅できない状況となるため、平日に注意喚起を行いました。

また、対象者以外の昼間の独居でも緊急通報装置の希望者に対して未貸与のため課題となっています。

今後の方向

今後も事業を適切な支援ができるよう継続して支援を行います。また、対象者以外の昼間の独居でも緊急通報装置の希望者への対応を検討していきます。

	334 F.L.		実績値		目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
設置台数	台	84	89	89	95	97	98	

④ 車いすの貸与

現状と課題

町内に在住している車イスを必要とする人を対象に、短期間(最大1か月)無料で貸し出しをしています。退院後など、利用を希望する人は増加しています。

今後の方向

今後も多くの人が利用可能となるように、サービスの充実と広報などによる P R を行っていきます。

取り組みの実績値・目標値

	234 /L		実績値		目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用人数	人	88	85	85	85	85	85	

⑤ 移送サービス事業

現状と課題

町内在住の外出困難な要介護高齢者や重度身体障がい者などの外出を援助することを目的に移送サービス(運転手は原則移送ボランティア)を提供しています。

しかし、ボランティアが不足しており、希望する人への対応ができていない現状があります。

今後の方向

移送サービスを実施するために、ボランティアの確保に努めます。また、町外への移動を支援する制度について検討していきます。

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用人数	人	2	0	0	5	5	5	
利用回数	回	2	0	0	5	5	5	

(4) 住まいとまちづくりに関する施策の推進

① 高齢者の居住の安定確保

現状と課題

窓口に相談に来られた高齢者に対して居住ニーズの多様化が考えられることから、高齢者が安心して住むことができるようなサービス付き高齢者向け住宅などに関する情報の提供を行いました。

今後の方向

引き続き、大阪府と連携し有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者が安心して住むことができるような高齢者向け住宅に関する情報の提供に努め、高齢者が住み慣れた地域での居住を継続できるよう努めます。

② 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備

(ア) 在宅介護支援センター

現状と課題

町内に1カ所設置しています。在宅の要介護高齢者や介護者などを対象に、介護の悩みや福祉サービスの利用等についての相談に介護支援専門員等が電話や訪問等で24時間対応や地域包括支援センターの閉庁時の相談にも対応していました。また、相談する利用者が少ないため広報で周知したり、新たに地域包括支援センターと連携して介護者教室を開催して住民に周知しました。

さらに、地域包括支援センターと連携、協働して困難事例に支援を行いました。

今後の方向

今後も 24 時間の相談窓口として広報や介護教室などで住民に周知して活用できるよう努めます。

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
センター数	箇所	1	1	1	1	1	1	
相談件数	件	18	9	30	32	33	33	

(イ)養護老人ホーム

現状と課題

概ね 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な人が入所する施設です。自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設として位置づけられ、介護を必要とする入所者は介護サービスの利用が可能です。平成 30 年度、令和元年度には被虐待高齢者に対して会議にて適時ショートステイを利用して分離を行い、適切な支援につなぎました。

今後の方向

今後も必要時には河南町老人ホーム入所判定委員会や関係者間で高齢者虐待の会議等を開催し、適時、適切な支援を行うよう努めます。

取り組みの実績値・目標値

	334 LL		実績値		目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用者数	人	1	1	1	1	1	1	

(ウ) 軽費老人ホーム (ケアハウス)

現状と課題

家庭の事情等によって家族との同居が困難な高齢者や身寄りのない高齢者が、低額な料金で入所できる施設で、町内に施設が1か所整備されています。定員数は、施設・入所定員数90人を見込んでいます。

低所得者でも利用できることが利点ですが、食堂や浴室までは階段移動が必要なため、入居者は限られてくることや、介護保険法による住所地特例施設のため、要支援者は住所地を本町に変更しないと総合事業の訪問型サービス、通所型サービスを受けることができないことなどが課題となっています。

今後の方向

住所地特例の要支援者でも総合事業サービスが受けられるよう施設と情報提供し、入所者が困らないよう支援していきます。

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
施設数	箇所	1	1	1	1	1	1	

③ 大阪府福祉のまちづくり条例に則ったまちづくりの推進

現状と課題

誰もが自由に安心して出かけられるまち、そして利用しやすい施設が「あたりまえ」のこととなるように、大阪府が定めた「大阪府福祉のまちづくり条例」に則り、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」と一体となって、多数の人が利用する施設のバリアフリー化や使いやすくする配慮を進めています。

今後の方向

引き続き、誰もが自由に安心して出かけられるまち、そして利用しやすい施設が「あたりまえ」 のこととなるよう、多数の人が利用する施設のバリアフリー化や使いやすくする配慮を進め、高齢 者、障がい者をはじめとする全ての人々に配慮したまちづくりの推進に努めます。

基本目標5 生きがいづくりや社会参加の促進

高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を活かし地域社会に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながります。また、社会参加は孤立化の防止や地域力の向上につながり、介護予防という観点においても積極的に支援する必要があることから、生きがいづくりや、社会参加、社会貢献、就労など高齢者が生きがいややりがいを持って活躍できる地域づくりに努めます。

(1) 生きがいづくりへの支援

① 老人クラブへの支援

現状と課題

老人クラブは、地域を基盤とする「仲間づくり」を特色とし、生きがいづくり・健康づくりを共に支え合うとともに、高齢者の孤立を防ぐなど、超高齢社会でその役割は大きくなっています。このため、老人クラブの活性化を図るとともに、高齢者の力を積極的に生かす取り組みを行っていきます。また、老人クラブでは、スポーツ大会や教養講座の開催、寝たきりの高齢者や老人ホームへの友愛訪問等のボランティア活動、健康づくりに関する活動等高齢者の社会活動の充実を図りました。課題は年々老人クラブの人数が減少傾向にあることです。

今後の方向

今後3年間の高齢者人口はほぼ横ばいですが、前期高齢者は軽度の減少並びに後期高齢者は軽度の増加から、老人クラブ会員の減少傾向が見込まれます。

今後も継続して支援を行うとともに、本町と社会福祉協議会や老人クラブ連合会等と検討する機会を持ち、老人クラブへの加入促進できるよう努めます。

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
クラブ数	クラブ	36	35	35	35	33	32	
会員数	人	1, 618	1, 488	1, 435	1, 422	1, 350	1, 306	

② 高齢者の学習機会やスポーツ活動の確保

現状と課題

趣味を含めた生涯学習や文化・スポーツ活動などの多様な学習機会を提供するとともに、老人大学講座の充実に努め、高齢者のスポーツ大会や地域の公共施設等を利用した各種高齢者教室への支援、高齢者が自ら行う生きがいづくり等に対する学習機会の推進を図りました。

今後の方向

今後も継続して支援を行います。

	*** **		実績値			目標値				
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
■ (1)健康維持・推過	進活動									
健康増進料理教室	回	2	2	2	2	2	2			
姓冰坦延州华 教主	人	38	30	30	30	30	30			
グラウンドゴルフ大会	回	1	0	1	1	1	1			
ノノウンドコルノ八云	人	90	0	88	87	86	85			
スポーツ大会	回	1	1	1	1	1	1			
スポープ人芸	人	382	364	364	340	340	340			
■ (2) ふれあい活動	■(2)ふれあい活動									
手芸教室	回	24	24	24	24	24	24			
カラオケ教室	回	24	24	24	24	24	24			
俳句会	回	24	24	24	24	24	24			
■(3)世代間交流										
小学校・幼稚園	回	各校・各園 5	各校・各園 5	各校・各園 4	各校・各園 4	各校・各園 4	各校・各園 4			
■ (4) 文化教養活動										
老人大学講座	回	3	3	3	3	3	3			
七人人子 神座	人	120	120	120	120	120	120			
■(5)文化祭										
出展	数	20	22	22	22	22	22			
出演	組	26	38	38	38	38	38			

③ ボランティア活動

現状と課題

社会福祉協議会に登録している高齢者に対するボランティア団体は、老人福祉施設やデイサービスでの定期的なボランティア活動や諸行事の補助などを行っています。現在、ボランティア活動者の高齢化に伴い、生涯活躍できる場や新たな担い手の発掘が必要となっています。

今後の方向

ボランティアの人材確保、次世代の育成に力を入れていきます。

取り組みの実績値・目標値

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	団体	7	6	7	8	8	8
登録者数	人	142	129	125	130	135	140

④ 小地域ネットワーク活動推進事業

現状と課題

5地区すべての地区福祉委員会が地区内の要援護者に対し、地域のボランティアが自宅を訪問して安否確認するほか、集会所等を利用していきいきサロン・世代間交流等を行っています。現在、地区福祉委員の高齢化や固定化がみられ、ボランティアの確保が課題となっています。

今後の方向

今後、広報などを通して会員数を増やすとともに、研修会等を開催し、小地域ネットワーク活動のさらなる充実を目指します。また、新たなツールを活用した「新しいつながりの形」を研究します。

	単位	実績値			目標値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループ援助活動	人	6, 994	6, 045	100	3, 000	6, 000	6, 000
個別援助活動	人	3, 536	3, 431	3500	3, 600	3, 700	3, 700
実施回数(グループ)	回	182	162	5	80	170	170
実施回数(個別)	回	3, 536	3, 431	3, 500	3, 600	3, 700	3, 700

- (2) 高齢者の活躍する機会の確保・推進
- ① 活躍の機会の充実

現状と課題

高齢者の生きがいづくりや社会参加を目的に高年者人材センターを運営していますが、社会福祉協議会のラクチンライフサポート事業と関係性があり、高年者人材センター事業の見直しが必要となっています。

今後の方向

ラクチンライフサポート事業と調整をし、引き続き、高齢者の活躍する機会の確保を図るととも に、社会参加を通じた介護予防の取り組みを行っていきます。

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用件数	件	123	101	110	120	130	140	
延従事者	人	4, 144	3, 392	3, 500	3, 600	3, 700	3, 800	

基本目標6 介護保険事業の適正な運営

介護サービスの充実や介護保険サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保等、介護保険制度の 適正な運営に努めます。また、介護保険財政の健全性を確保し、安定的な財政運営に努めるととも に、介護給付費の適正化に努めます。

(1) 最適な介護サービスの提供

① 介護サービスの充実

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が今後増加していく中で、地域密着型サービスは、高齢者が 住み慣れた地域で安心して生活できるための重要なサービスであり、特に、要介護状態が重くなっ ても地域で暮らし続けることを支えるための重要な基盤となっています。

現状、地域密着型サービスの必要性を検討し、関係機関と連携をしながら事業所の参入を促進しています。課題としては、参入する事業者数を増加させることです。

今後の方向

今後においても、地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるための 重要なサービスであり、特に、要介護状態が重くなっても地域で暮らし続けることを支えるための 重要な基盤となっていくと考えます。そのため、地域密着サービスの必要性を検討し、事業者の参 入を促進します。

また、「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映した公正な運営に努め、リハビリテーションサービス提供体制の構築に向けては、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に向けた取り組みを推進していきます。

取り組みの実績値・目標値

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問リハビリテーショ ン利用率	%	0. 35	0. 80	0. 54	0. 31	0. 30	0. 29	
通所リハビリテーション利用率	%	6. 37	5. 93	1. 83	2. 04	2. 07	2. 03	

資料:介護保険事業状況報告(平成30年度~令和2年度は9月サービス提供分)

② 介護支援専門員 (ケアマネジャー) への支援

現状と課題

ケアマネジャーの資質向上は、介護サービス全体を左右するものです。そのため、地域包括支援 センターが中心となってケアマネジャーの資質向上に向けた研修を年4回実施するとともに、地域 の実情に応じたケア体制の構築によるケアマネジメントの充実を図りました。

また、適切なケアマネジメントが実施できるよう、研修会等を通じてケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアプランの作成を積極的に推進し、その支援を行います。また、自立支援型地域ケア会議等による事例検討等を通じて、ケアマネジャーへの自立支援の考え方やアセスメントカの向上に努めました。

今後の方向

今後も継続してケアマネジャーの資質向上のための研修や自立支援ケアマネジメント地域ケア 会議をとおしてアセスメントカの向上及び自立支援に向けて支援を行います。

- (2) 介護保険サービスの質の確保と向上
- ① 適切な要介護認定の実施

現状と課題

審査会資料作成時に、調査内容を確認し調査の適正化に取り組みました。また、認知症や障がいのある人など高齢者一人ひとりの状態をより正確に反映させることができるよう、日頃の状態や障がいによる生活面での困難を的確に説明できる人の同席を求め、その内容を認定調査の特記事項に記載していくよう努めました。そして、新規の審査会委員を対象に研修を行い、公平・公正で適切な要介護認定を実施できるよう努めました。

今後の方向

認定調査事務を充実させるとともに、委託を行う場合であっても、調査の適正化に努めます。そのために、調査員研修を実施し国の評価基準を周知していきます。また、認知症や障がいのある人など高齢者一人ひとりの状態をより正確に反映させることができるよう、日頃の状態や障がいによる生活面での困難を的確に説明できる人の同席を求め、その内容を認定調査の特記事項に記載し、介護認定審査会においての審査判定に正しく反映されるよう努めます。そして、審査会委員等に対する研修において周知し、引き続き公平・公正で適切な要介護認定を実施できるよう努めます。

- ② サービス事業者への指導・助言
 - (ア) 事業者への指導・助言

現状と課題

介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービス提供がされるよう、事業者から相談があった際に指導・助言を行いました。また、指定・指導権限については本町を含む近隣市町村(3市2町1村)で共同処理するため、実施にあたっては情報交換を常に行い、適切な指導・監督ができるよう努めました。

また、利用者の苦情や指摘事項を業務改善につなげ、介護サービス事業者の質の向上を図りましたが、共同処理ということから本町においても指定・指導に関する知識を向上させることが課題です。

今後の方向

今後も現状と同様に共同処理を行いながら介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービス提供がされるよう努めます。その際、正確な情報交換を行えるよう関係機関と連携し適切な指導を行っていきます。

また、指定や指導に関する知識を向上させ、事業所からの相談に対して的確な助言ができるよう 努めます。

(イ) 施設等における虐待防止の取り組み

現状と課題

施設等において虐待が行われていないか、施設職員や地域住民からの相談のなかで把握するよう 努めました。虐待が疑われる場合は、個別面談や訪問を行いました。

また、施設で起こった事故も報告するよう促し虐待の存在の確認に努めました。

課題として、虐待の予防や早期発見につながるように地域住民に対して周知・啓発することが今後必要であると考えられます。

今後の方向

施設での虐待を防ぐために施設の職員のストレス対策の実施や、職員の意識改革へのための研修の実施を検討します。また、施設の自発的な取り組みを支援し、研修の実施などの後方支援を検討します。

また、地域住民に対しては虐待防止について窓口やその他媒体で周知・啓発するよう努めます。以上のことに取り組み虐待防止や早期発見・早期対応できるよう努めます。

(ウ) 個人情報の適切な利用

現状と課題

国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を踏まえ、 本町と、地域包括支援センターや介護サービス事業者、地域の関係機関等との間で個人情報の収集 及び提供などの取扱いについて厳正な対応に努めました。

課題として、適切なサービスが提供されるよう関係機関と連携するうえで、提供できる情報であるかいち早く判断することが考えられます。

今後の方向

引き続き、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 等を踏まえ、本町と、地域包括支援センターや介護サービス事業者、地域の関係機関等との間で個 人情報の収集及び提供などの取扱いについて厳正な対応に努めます。

また、提供及び共有してよい情報であるか早く判断するために、個人情報の取扱いに関する知識 をより向上させるように努めます。

③ 介護給付適正化の取り組み

(ア) 認定訪問調査の点検

現状と課題

審査会資料作成時に内容を確認し、不整合や記述内容に疑義等があれば確認を行いました。

今後の方向

引き続き認定審査における資料において、不整合や記述内容の疑義等の確認を行います。

取り組みの実績値・目標値

	******	実績値			目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
目標件数	件	全件	全件	全件	全件	全件	全件	

(イ)ケアプランの点検

現状と課題

厚生労働省が作成した「ケアプラン点検マニュアル」を踏まえ、指定(介護予防)福祉用具貸与 理由書の申請があれば利用者の自立につながる必要なサービス内容か確認しました。

今後の方向

厚生労働省が作成した「ケアプラン点検マニュアル」を踏まえ、町給付担当部署、地域包括支援 センターが中心となり、ケアプランが利用者の自立につながる真に必要なサービスとして、利用者 本位の支援で提供されているかを点検し介護給付の適正化に努めます。

	単位	実績値			目標値			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
指定(介護予防)福祉 用具貸与理由書提出者	件	20	12	15	全件	全件	全件	

(ウ) 住宅改修の適正化

現状と課題

住宅改修が必要な人の状況に応じた適切な改修が行われるように、事前申請時にその必要性や工事の内容、金額の妥当性等について確認を行い、また、住宅改修完了後に、適切な改修が行われているか提出書類での確認を行いました。今後の課題は、一定数の現地調査を行っていくことです。

今後の方向

住宅改修が必要な人の状況に応じた適切な改修が行われるように、事前申請時にその必要性や工事の内容、金額の妥当性等について確認を行い、また、住宅改修完了後に、適切な改修が行われているか提出書類での確認を行うとともに、一定数の現地調査を行います。

取り組みの実績値・目標値

	532 Z I	実績値			目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
目標件数	%					件数中 30%」	以上	

(エ) 福祉用具購入・貸与調査

現状と課題

購入及び貸与された福祉用具が、適切なアセスメントによる利用者の自立支援に資するものであるか、事前届出書等で確認を行いました。今後の課題は、受給者宅を訪問し、その必要性や利用状況等を調査することです。

今後の方向

購入及び貸与された福祉用具が、適切なアセスメントによる利用者の自立支援に資するものであるか、事前届出書等で確認を行うとともに、受給者宅を訪問し、その必要性や利用状況等を調査します。

	334 AL	実績値				目標値	
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標件数	%	10 10 10 申請件数中 10%				数中 10%以.	上/年

(オ) 医療情報との突合

現状と課題

国保連から提供される帳票をもとに、介護給付と医療給付の請求内容における整合性を点検・確認しました。その中で、不適切な請求は認められませんでした。

今後の方向

引き続き国保連から提供される帳票をもとに、介護給付と医療給付の請求内容における整合性を 点検・確認し、不適切な請求が認められた場合には、その是正を図ります。

取り組みの実績値・目標値

	334 LL		実績値		目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
目標件数	回	12 12 12 12 12 回以上		2回以上/年				

(力) 縦覧点検

現状と課題

国保連から提供される帳票をもとに、介護給付の請求内容における算定期間・回数等や事業所間 の整合性を点検・確認し、不適切な請求は認められませんでした。

今後の方向

国保連から提供される帳票をもとに、介護給付の請求内容における算定期間・回数等や事業所間 の整合性を点検・確認し、不適切な請求が認められた場合には、その是正を図ります。

	334 LL	実績値			目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
目標件数	回	12 12 12 12 12 回以上		2回以上/年				

(キ)介護給付費通知

現状と課題

国保連による給付実績等から、介護サービス利用者全員に、サービス利用実績を記載した介護給付費通知を送付し、利用者自身によるサービス利用状況の確認を勧奨することで、過剰な請求や事業者のサービス提供を伴わない不適切な請求の防止に努めました。

給付費通知は、年4回送付しています。

今後の方向

国保連による給付実績等から、介護サービス利用者全員に、サービス利用実績を記載した介護給付費通知を送付し、利用者自身によるサービス利用状況の確認を勧奨することで、過剰な請求や事業者のサービス提供を伴わない不適切な請求の防止に努めます。

取り組みの実績値・目標値

	*** **	実績値				目標値	
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標件数		全月数	全月数	全月数	全月数	全月数	全月数

(ク) 給付実績の活用

現状と課題

国保連による給付実績を活用して、疑義のある請求を抽出し、介護支援専門員や介護サービス事業所等へ詳細を確認しました。その際、不適切な請求は認められませんでした。

今後の方向

国保連による給付実績及び介護給付適正化システム等を活用して、疑義のある請求を抽出し、介護支援専門員や介護サービス事業所等へ詳細を確認するとともに、不適切な請求が認められた場合には、その是正を図ります。

	334 LL		実績値		目標値		
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標回数	回	12	12	12	12 回以上/年		

④ 介護保険制度の相談、普及啓発、情報提供の充実

現状と課題

介護サービスの利用者や家族からの相談や苦情に迅速かつ適切に対応することにより、サービスの質の確保に努めました。介護サービス利用促進のため、新規申請の場合はパンフレット等を用いて制度周知に取り組みました。また、地域包括支援センターと情報を共有し家族からの相談に対して適切に対応できるよう努めました。

今後の方向

介護サービスの利用者や家族からの相談や苦情に迅速かつ適切に対応することにより、サービス の質の確保に努めています。

また、各種サービスの利用促進を図るため、パンフレットやホームページ、広報等を通じた住民への制度周知に取り組みます。なお、広報にあたっては、できるだけ平易な表現を用いることや点字・拡大文字の使用など、高齢者や障がい者への多様な状況に配慮した情報提供に努めます。

さらに、介護サービスの利用に関する苦情については、大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会、 介護相談員等と連携を図りながら、迅速かつ適切に対応できるよう努めます。また、介護サービス に関する苦情のうち、広域的な苦情に対しては、大阪府国民健康保険団体連合会が対応します。

⑤ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用促進

現状と課題

社会福祉法人等利用者負担軽減措置制度の趣旨を広く周知することにより、社会福祉法人で軽減措置が実施されるよう努めました。

今後の方向

社会福祉法人等利用者負担軽減措置制度とは、社会福祉法人が低所得者で介護保険サービスの利用が困難な人に対し、利用者負担を軽減した場合に、町が社会福祉法人に助成を行う事業です。本町においても、この制度の趣旨を広く周知することにより、社会福祉法人で軽減措置が実施されるよう努めます。

⑥ 介護サービス相談員等派遣事業

現状と課題

指定介護老人福祉施設やグループホーム、その他介護サービスを提供する事業所に対して介護相談員を派遣し、利用者と事業者の橋渡し役となって、利用者の疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質的向上を図ります。相談員からの声掛けをきっかけに事業所での介護サービスの質の向上につながっており、現在9人の相談員が定期的に事業所を訪問しています。

今後の方向

今後は、新たに介護相談員を募集して 10 人体制とし、少しでも利用者の声を聞くようにしていきます。

⑦ 住宅改修支援事業

現状と課題

住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した 費用を助成します。

前計画期間中の利用はほとんどありませんでした。

今後の方向

本計画期間中においても、高齢者人口の増加が予測されるため、必要に応じて適宜サービスの提供を行っていきます。

	*** **		実績値		目標値			
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用件数	件	1	1	1	10	10	10	

- (3) 福祉・介護人材の確保・育成
- ① 介護人材の確保

現状と課題

不足する介護人材の確保に向けて、府域介護人材確保連絡会議や地域介護人材確保連絡会議での 内容をもとに「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づ いた人材確保策を講じてきました。また、ボランティアやNPOの育成に関する取り組みを検討し、 国や大阪府との連携を強化し、多様な介護人材の確保に取り組みました。

今後の方向

さらなる少子高齢化が見込まれる中、不足する介護人材の確保に向けて、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づいた人材確保策を講じていきます。また、ボランティアやNPOの育成に関する取り組みを検討し、国や大阪府との連携を強化し、多様な介護人材の確保に取り組みます。さらに、福祉・介護職のイメージアップに取り組み、ペーパーレス化など介護業務の効率化への取り組みを検討します。

② 介護人材の育成

現状と課題

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスA(基準緩和サービス)において、軽度の支援を必要とする高齢者を対象とした、地域支え合いのための担い手づくりである介護予防・日常生活支援総合事業の従事者を養成することで人材の育成を図りましたが、受け皿である介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAの町指定事業者は現在0件でした。課題としては、従事者研修にて育成した人材を有効活用できませんでした。

今後の方向

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAの従事者研修をしても受け皿がないことから、必要時に研修を開催していきます。また、多様な場面で介護人材としての活動ができるよう検討します。

	334 LL		実績値		目標値		
	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支 援総合事業の従事者研 修	人	6	0	6	必要時 開催	必要時 開催	必要時 開催



第5章 計画期間における介護保険事業費

1. 介護保険料算定の手順

本計画における介護保険給付に係る費用の見込みについては、人口及び被保険者数を推計し、要支援・要介護認定者数を推計した上で、施設サービスや在宅サービス等の利用者数、今後の施設等の整備計画や直近の給付実績等をもとに、各介護保険サービス給付費等を推計し、あわせて介護保険給付にかかる費用等を年度ごとに推計します。

人口及び被保険者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計

各介護保険サービス給付費等の推計

介護保険給付にかかる費用等を推計

介護保険料の算定

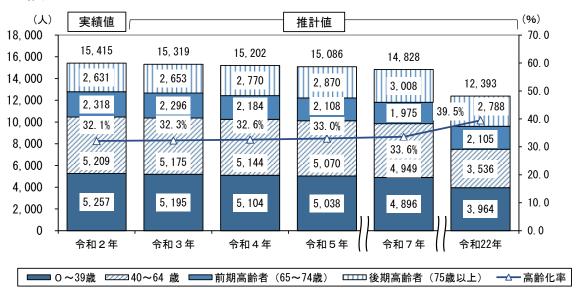
2. 人口及び被保険者数の推計

(1)人口の推計

平成 28 年から令和 2 年までの各年 9 月末現在の住民基本台帳に基づき、コーホート変化率法によって、人口推計を行いました。コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

その結果、本計画期間の最終年度である令和5年には総人口が15,086人になると見込まれ、高齢化率は33.0%になると見込まれます。

■人口の推計



(2)被保険者数の推計

被保険者数については、(1)で算出した人口推計値に、住所地特例者等の実績を考慮し、推計を 行いました。

その結果、第1号被保険者数は、本計画期間中は増加が見込まれ、令和5年度は4,924人になると見込まれます。

■被保険者数の推計

(単位:人)

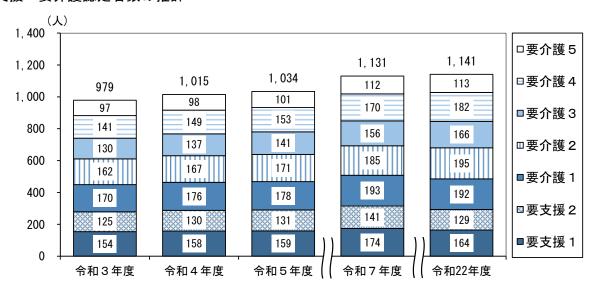
			第8期		第9期	第 14 期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
	前期高齢者	2, 279	2, 170	2, 093	1, 882	2, 090
第 1 号 被保険者数	後期高齢者	2, 618	2, 732	2, 831	3, 017	2, 748
WWW BX	合計	4, 897	4, 902	4, 924	4, 899	4, 838
第2号被保険者数		5, 175	5, 144	5, 070	4, 819	3, 536
総数		10, 072	10, 046	9, 994	9, 718	8, 374

3. 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数については、前計画期間である平成30年度から令和2年度の要支援・要介護認定者数の実績等に基づき推計を行いました。

その結果、要支援・要介護認定者数は、本計画期間中は増加が見込まれ、令和5年度で1,034人になると見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の推計



(単位:人)

		第8期		第9期	第 14 期
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
要支援 1	154	158	159	174	164
要支援 2	125	130	131	141	129
要支援者 小計	279	288	290	315	293
要介護 1	170	176	178	193	192
要介護 2	162	167	171	185	195
要介護3	130	137	141	156	166
要介護 4	141	149	153	170	182
要介護 5	97	98	101	112	113
要介護者 小計	700	727	744	816	848
認定者数 合計	979	1, 015	1, 034	1, 131	1, 141
第 1 号被保険者 認定者数	956	993	1, 012	1, 109	1, 123
第1号被保険者数	4, 897	4, 902	4, 924	4, 899	4, 838
第 1 号被保険者 認定率	19.5%	20. 3%	20. 6%	22. 6%	23. 2%

4. 介護保険施設等の整備について

本計画期間における介護保険施設等の整備については、新たな整備は見込んでいません。 今後、動向を見ながら、介護離職ゼロの実現に向け将来的な地域のニーズに応じた整備を検討します。

■介護保険施設等の整備

	令和 2 時点の		新規整備見込数			
	施設数 定員数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2 か所	160 人				
介護老人保健施設	_	_	_	_	_	
介護療養型医療施設	_	_	_	_	_	
介護医療院	_	_	_	_	_	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	1 か所	29 人	_	_	_	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2 か所	18 人	_	_	_	
地域密着型特定施設入居者生活 介護 (小規模の介護付き有料老人 ホーム等)			_	_	_	
有料老人ホーム	_	_	_	_	_	
サービス付き高齢者向け住宅	_	_	_	_	_	

(1)介護保険施設の方向性

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

令和2年度末時点で計2か所(定員合計160人)の整備が行われています。

大阪府の管轄で、南河内圏域全体の需要に応じて整備されますが、今のところ新たな施設の整備 予定はありません。

② 介護老人保健施設

令和2年度末時点では、整備されていません。

大阪府の管轄で、南河内圏域全体の需要に応じて整備されますが、今のところ新たな施設の整備 予定はありません。

③ 介護療養型医療施設

介護療養病床については、制度の廃止期限が令和5年度末まで延長されましたが、新設は認められないこととなっています。

4 介護医療院

令和2年度末時点では、整備されていません。

大阪府の管轄で、南河内圏域全体の需要に応じて整備されますが、今のところ新たな施設の整備 予定はありません。

(2) 地域密着型サービス (居住系) の方向性

① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

令和2年度末時点で計1か所(定員合計29人)の整備が行われています。

第7期計画期間での利用実績等を踏まえ、本計画期間においては、新たな施設の整備は行いませんが、今後の動向を見ながら、将来的な地域のニーズに応じた整備を随時検討します。

② 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

令和2年度末時点で計2か所(定員合計18人)の整備が行われています。

第7期計画期間での利用実績等を踏まえ、本計画期間においては、新たな施設の整備は行いませんが、認知症高齢者の増加が懸念される中、今後の動向を見ながら、市町村間での調整や将来的な地域のニーズに応じた整備を随時検討します。

③ 地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付き有料老人ホーム等)

令和2年度末時点では、整備されていません。また、本計画期間中の整備見込はありませんが、 市町村間での調整や将来的な地域のニーズに応じた整備を随時検討します。

■地域密着型サービスの必要利用定員総数の見込み

(単位:人)

	必要利用定員総数					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	29	29	29			
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	18	18	18			
地域密着型特定施設入居者生活 介護 (小規模の介護付き有料老人 ホーム等)	0	0	0			

5. 介護保険事業に関する費用の推計

被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計をもとに、計画期間における介護保険の事業費を下表のとおり見込みます。

(1) 介護予防サービス給付費の推計

			第8期		第9期	第14期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1)介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介	給付費(千円)	0	0	0	0	0
護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	8,593	8,996	9,394	10,562	9,394
	回数(回)	228.2	238.9	249.6	280.5	249.6
	人数(人)	22	23	24	27	24
介護予防訪問リハビリ	給付費(千円)	893	894	894	894	894
テーション	回数(回)	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2
	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防居宅療養管	給付費(千円)	643	643	643	782	643
理指導	人数(人)	5	5	5	6	5
介護予防通所リハビリ	給付費(千円)	254	254	254	254	254
テーション	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防短期入所生	給付費(千円)	907	907	907	907	907
活介護	日数(日)	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
1 1111	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療	給付費(千円)	0	0	0	0	0
養介護(老健)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
E TIE (BIE)	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療	給付費(千円)	0	0	0	0	0
養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医月段(网络节/	人数(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防短期入所療	給付費(千円)	0	0	0	0	0
養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
及 7 版 (7 版 医) 从	人数(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸	給付費(千円)	3,971	4,196	4,327	4,861	4,505
与	人数(人)	68	72	74	83	77
特定介護予防福祉用	給付費(千円)	539	539	539	539	539
具購入費	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修	給付費(千円)	3,527	4,425	4,425	4,425	4,425
7 段 7 例 任 6 战 移	人数(人)	4	5	5	5	5
介護予防特定施設入	給付費(千円)	0	0	0	0	0
居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
(2)地域密着型介護予防		Ü	Ŭ	Ü	Ü	Ŭ
介護予防認知症対応	給付費(千円)	0	0	0	0	0
型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
主題別月設	人数(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機	給付費(千円)	0	0	0	0	0
能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応	給付費(千円)	0	0	0	0	0
型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
(3)介護予防支援	給付費(千円)	4,762	4,878	4,990	5,382	4,989
(〇/ 月 豉]/ 例又]友	人数(人)	4,702	4,676	4,990	96	4,989
	給付費(千円)	24,089	25,732	26,373	28,606	
		24,009		20,373		26,550

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 介護サービス給付費の推計

			第8期		第9期	第14期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1)居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	153,785	160,444	167,040	178,361	189,652
	回数(回)	4,666.9	4,862.1	5,058.6	5,407.4	5,774.6
	人数(人)	134	139	144	154	163
訪問入浴介護	給付費(千円)	8,514	9,592	10,622	12,726	12,726
	回数(回)	57.9	64.9	72.2	86.5	86.5
	人数(人)	9	10	11	13	13
訪問看護	給付費(千円)	60,497	63,406	65,253	70,595	73,203
	回数(回)	1,234.3	1,289.4	1,328.3	1,443.1	1,499.3
	人数(人)	91	95	98	106	110
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	505	505	505	505	505
	回数(回)	15.1	15.1	15.1	15.1	15.1
	人数(人)	1	1	1	1	1
居宅療養管理指導	給付費(千円)	21,042	22,321	23,531	24,489	25,709
	人数(人)	120	127	134	139	146
通所介護	給付費(千円)	189,289	199,437	206,217	221,978	232,222
	回数(回)	1,917.6	2,009.8	2,079.1	2,247.2	2,342.9
	人数(人)	192	201	208	225	234
通所リハビリテーション	給付費(千円)	17,179	18,409	18,452	19,238	20,460
	回数(回)	149.1	156.9	157.4	164.8	175.0
	人数(人)	19	20	20	21	22
短期入所生活介護	給付費(千円)	106,415	111,076	114,728	133,760	142,014
	日数(日)	1,000.1	1,044.0	1,078.5	1,258.1	1,336.5
	人数(人)	69	72	74	85	90
短期入所療養介護(老	給付費(千円)	12,332	12,339	12,339	12,339	12,339
(健)	日数(日)	83.7	83.7	83.7	83.7	83.7
	人数(人)	8	8	8	8	8
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0
護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	40,129	41,722	43,261	43,133	45,347
	人数(人)	248	257	264	264	277
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,365	1,365	1,365	1,365	1,365
	人数(人)	4	4	4	4	4
住宅改修費	給付費(千円)	4,044	4,044	4,044	4,958	6,067
	人数(人)	4	4	4	5	6
	給付費(千円)	50,392	50,420	53,230	65,100	65,100
介護	人数(人)	21	21	22	27	27

第5章 計画期間における介護保険事業費

				第8期		第9期	第14期
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(2))地域密着型サービス						
	定期巡回•随時対応型	給付費(千円)	1,335	1,336	1,336	1,336	1,336
	訪問介護看護	人数(人)	1	1	1	1	1
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	給付費(千円)	61,723	64,576	65,579	67,370	68,373
		回数(回)	658.4	686.5	697.2	722.7	733.4
		人数(人)	69	72	73	76	77
	認知症対応型通所介	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅	給付費(千円)	3,156	3,158	3,158	3,158	3,158
	介護	人数(人)	1	1	1	1	1
	認知症対応型共同生	給付費(千円)	39,068	42,538	42,538	48,769	52,217
	活介護	人数(人)	12	13	13	15	16
	地域密着型特定施設	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人	給付費(千円)	103,131	103,189	103,189	148,312	151,657
	福祉施設入所者生活	人数(人)	29	29	29	42	43
	看護小規模多機能型	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0
	施設サービス						
	介護老人福祉施設	給付費(千円)	296,604	296,769	296,769	371,018	386,997
		人数(人)	91	91	91	114	119
	介護老人保健施設	給付費(千円)	121,265	121,332	121,332	151,428	157,886
		人数(人)	37	37	37	46	48
	介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	4,799	4,799
		人数(人)	0	0	0	1	1
	介護療養型医療施設	給付費(千円)	5,221	5,224	5,224		
		人数(人)	1	1	1		
(4))居宅介護支援	給付費(千円)	78,347	81,296	83,278	85,981	89,653
		人数(人)	429	444	454	471	490
合語	 	給付費(千円)	1,375,338	1,414,498	1,442,990	1,670,718	1,742,785

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(3)標準給付費の推計

(単位:円)

			第8期		第9期	第14期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総	給付費	1,399,427,000	1,440,230,000	1,469,363,000	1,699,324,000	1,769,335,000
	介護予防サービス給付費	24,089,000	25,732,000	26,373,000	28,606,000	26,550,000
	介護サービス給付費	1,375,338,000	1,414,498,000	1,442,990,000	1,670,718,000	1,742,785,000
特	定入所者介護サービス費等給付額	56,882,632	54,385,174	55,395,442	60,600,623	61,126,850
高	額介護サービス費等給付額	34,851,896	35,716,025	36,384,601	39,797,856	40,149,738
高	額医療合算介護サービス費等給付額	5,927,388	6,145,351	6,260,387	6,847,677	6,908,222
算	定対象審査支払手数料	1,054,780	1,093,558	1,114,028	1,218,540	1,229,304
標	準給付費見込額	1,498,143,696	1,537,570,108	1,568,517,458	1,807,788,696	1,878,749,114

(4) 地域支援事業費の推計

(単位:円)

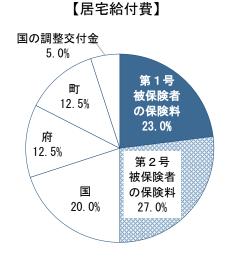
		第8期	第9期	第14期	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	69,729,800	80,947,600	86,851,400	100,095,600	108,790,200
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	35,065,000	36,380,000	38,012,000	40,035,000	48,547,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	11,753,369	11,669,374	11,614,789	12,883,957	12,963,270
地域支援事業費	116,548,169	128,996,974	136,478,189	153,014,557	170,300,470

第5章 計画期間における介護保険事業費

(5) 財源構成について

介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の保険料、国、大阪府、本町、国の調整交付金によって構成され、本計画期間における第1号被保険者の負担割合は前計画に引き続き23%となっています。

■介護給付費

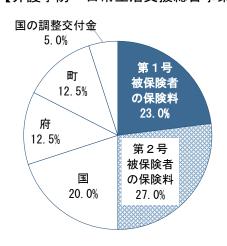


【施設給付費】 国の調整交付金 5.0% 第1号 町 被保険者 12.5% の保険料 23.0% 府 17.5% 第2号 被保険者 の保険料 玉 27.0%

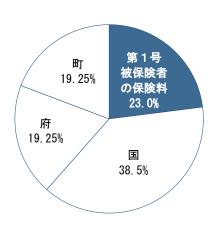
15.0%

■地域支援事業費

【介護予防·日常生活支援総合事業費】



【包括的支援事業・任意事業費】



※国の調整交付金とは、地域における保険料負担の差異を平準化するために、市町村の高齢化の状況などに 応じて5%を基準に国から交付されるもので、後期高齢者加入割合や所得段階別加入割合に基づいて、市 町村ごとに交付割合を定めて交付されています。

6. 第1号被保険者の保険料の段階設定について

介護保険の第1号保険料については、被保険者の所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う ことができるよう、国の標準段階(9段階)について、多段階化や保険料率(保険料基準額に対す る割合)の変更が可能となっています。

本計画期間においては、第7期計画の 12 段階から 15 段階に細分化し、低所得者の負担軽減を 図ります。

■第7期

_ ^ /	771	
所得 段階	対象者	保険 料率
第 1 段階	・生活保護の受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の人・世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の人	0. 50
第 2 段階	・世帯全員が町民税非課税で、合計所得 金額と公的年金収入額の合計額が 120 万円以下の人	0. 70
第 3 段階	・世帯全員が町民税非課税で、保険料段階が第1段階、第2段階以外の人	0. 75
第 4 段階	・本人が町民税非課税(世帯内に町民税 課税者がいる)で、合計所得金額と公 的年金収入額の合計が80万円以下の 人	0. 90
第 5 段階	・本人が町民税非課税(世帯内に町民税 課税者がいる)で、保険料段階が第4 段階以外の人	基準額 1.00
第 6 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 120 万円未満の人	1. 20
第 7 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	1. 30
第 8 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	1. 50
第 9 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が300万円以上400万円未満の人	1. 70
第 10 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	1. 75
第 11 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	1. 85
第 12 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 800 万円以上の人	1. 95

■第8期

	■弗8期					
所得 段階	対象者	保険 料率				
第 1 段階	・生活保護の受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の人・世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の人	0. 50				
第 2 段階	・世帯全員が町民税非課税で、合計所得 金額と公的年金収入額の合計額が 120 万円以下の人	0. 70				
第3 段階	・世帯全員が町民税非課税で、保険料段階が第1段階、第2段階以外の人	0. 75				
第 4 段階	・本人が町民税非課税(世帯内に町民税 課税者がいる)で、合計所得金額と公 的年金収入額の合計が80万円以下の 人	0. 90				
第 5 段階	・本人が町民税非課税(世帯内に町民税 課税者がいる)で、保険料段階が第4 段階以外の人	基準額 1.00				
第 6 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 120 万円未満の人	1. 20				
第 7 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が120万円以上210万円未満の人	1. 30				
第 8 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が210万円以上320万円未満の人	1. 50				
第 9 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が320万円以上400万円未満の人	1. 70				
第 10 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	1. 75				
第 11 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が600万円以上800万円未満の人	1. 85				
第 12 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が800万円以上1,000万円未満の 人	1. 95				
第 13 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満 の人	2. 00				
第 14 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満 の人	2. 10				
第 15 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得 金額が 2,000 万円以上の人	2. 20				

7. 第1号被保険者の保険料について

(1) 第1号被保険者が負担すべき費用(保険料収納必要額の見込み)

保険料収納必要額とは、第8期計画事業運営期間において、第1号被保険者の保険料として確保することが必要な額です。各年度における介護保険事業に要する費用の見込み額の 23%が第1号被保険者負担相当額となり、そこから調整交付金相当額を加算し、調整交付金見込額、準備基金取崩額及び保険者機能強化推進交付金等の交付見込額を差し引いたものが保険料収納必要額となります。

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	1, 498, 143, 696	1, 537, 570, 108	1, 568, 517, 458	4, 604, 231, 262
地域支援事業費見込額	116, 548, 169	128, 996, 974	136, 478, 189	382, 023, 332
第 1 号被保険者負担分相当額	371, 379, 129	383, 310, 429	392, 148, 999	1, 146, 838, 557
調整交付金相当額	78, 393, 675	80, 925, 885	82, 768, 443	242, 088, 003
調整交付金見込額	74, 631, 000	78, 660, 000	78, 961, 000	232, 252, 000
調整交付金見込交付割合	4. 76%	4. 86%	4. 77%	
準備基金取崩額				47, 220, 896
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				16, 389, 000
財政安定化基金拠出額				0
保険料収納必要額				1, 093, 064, 664

(2) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、「保険料収納必要額」を予定保険料収納率で割り、さらに保険料段階別加入割合補正後被保険者数で割り算出します。さらに、その額を12で割ると月額の保険料が算出されます。

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
保険料収納必要額				1, 093, 064, 664
保険料段階別加入割合補正後被保険者数	5, 042 人	5, 047 人	5,069 人	15, 158 人
予定保険料収納率			99. 00%	
年額保険料基準額	72, 840			
月額保険料基準額	6, 070			

<参考推計>令和7年度の月額保険料基準額 7,236円

■第8期事業計画における保険料額

所得段階	対象者	保険料率	保険料額
第1段階	・生活保護の受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の人 ・世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と 公的年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.50	36, 420 円 (月額 3, 035 円)
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と	基準額	50, 980 円
	公的年金収入額の合計額が 120 万円以下の人	×0.70	(月額 4, 249 円)
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、保険料段階が第	基準額	54, 630 円
	1段階、第2段階以外の人	×0.75	(月額 4, 553 円)
第4段階	・本人が町民税非課税(世帯内に町民税課税者 がいる)で、合計所得金額と公的年金収入額 の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	65, 550 円 (月額 5, 463 円)
第5段階【基準額】	・本人が町民税非課税(世帯内に町民税課税者	基準額	72,840円
	がいる)で、保険料段階が第4段階以外の人	×1.00	(月額 6,070円)
第6段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が	基準額	87, 400 円
	120 万円未満の人	×1.20	(月額 7, 284 円)
第7段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が	基準額	94, 690 円
	120 万円以上 210 万円未満の人	×1.30	(月額 7, 891 円)
第8段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額 ×1.50	109, 260 円 (月額 9, 105 円)
第9段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が	基準額	123, 820 円
	320 万円以上 400 万円未満の人	×1.70	(月額 10, 319 円)
第 10 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が	基準額	127, 470 円
	400 万円以上 600 万円未満の人	×1.75	(月額 10, 623 円)
第 11 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が	基準額	134, 750 円
	600 万円以上 800 万円未満の人	×1.85	(月額 11, 230 円)
第 12 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が	基準額	142, 030 円
	800 万円以上 1,000 万円未満の人	×1.95	(月額 11, 836 円)
第 13 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が	基準額	145, 680 円
	1,000 万円以上 1,500 万円未満の人	×2.00	(月額 12, 140 円)
第 14 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が	基準額	152, 960 円
	1,500 万円以上 2,000 万円未満の人	×2.10	(月額 12, 747 円)
第 15 段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が	基準額	160, 240 円
	2,000万円以上の人	×2.20	(月額 13, 354 円)



1. 河南町高齢者保健福祉計画等策定·推進委員会規則

平成25年4月1日規則第14号

河南町高齢者保健福祉計画等策定・推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例(平成25年河南町条例第1号。以下「附属機関設置条例」という。)第3条の規定に基づき、河南町高齢者保健福祉計画等策定・推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。 (職務)

第2条 委員会は、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務について審議し、町長に必要な提言を行うものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員26人以内で組織する。
- 2 委員は、医療、保健、福祉に関する機関、団体及び学識経験者、被保険者、費用負担関係者の うちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 委員会は、原則として委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (報酬)
- **第6条** 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例(昭和 32 年河南町条例第 49 号)の定めるところによる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、介護保険担当課において行う。 (その他)
- **第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に町長から委嘱されている委員については、第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、これを通算する。 (会議の招集に係る特例)
- 3 委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が これを行うものとする。

2. 河南町高齢者保健福祉計画等策定・推進委員会委員

(任期 令和2年9月1日~令和5年8月31日)

令和2年10月14日現在

	選定区分	人数	役 職 名	氏名
1	町議会議員	1	河南町議会 議長	浅岡 正広
2	学識経験者	2	富田林医師会 会長 大阪大谷大学人間社会学部 教授	◎宮田 重樹○神部 智司
3	医療関係者	3	医師会から推薦を受けた者 歯科医師会から推薦を受けた者 薬剤師会から推薦を受けた者	仲谷 宗裕 大西 崇 安東 和広
4	保健関係者	2	大阪府富田林保健所 食生活改善推進協議会 会長	山口 世志子 武本 ひさみ
5	福祉関係者	3	大阪府富田林子ども家庭センター (オブザーバー) 社会福祉協議会 会長 民生委員児童委員協議会 会長	中本 知子 浅野 雅美 吉岡 賀子
6	在宅・施設関係者	3	ボランティア連絡会 会長 在宅介護支援センター 代表者 介護保険事業者	近藤 雅美 三木 義弘 八尾 英人
7	被保険者代表	3	区長会 老人クラブ連合会 会長 介護者(家族)の会 会長	古川 成吉 松井 勝彦 戸井 眞弓
8	費用負担関係者	1	大阪南農業協同組合河南支店 支店長	落合 陽二郎
9	町民生担当職員	2	地方創生特命理事 健康福祉部長	玉川 英資 田村 夕香

◎ 会長 ○ 副会長

(敬称略)

3. 河南町地域密着型サービス運営委員会規則

平成25年4月1日規則第15号

河南町地域密着型サービス運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例(平成25年河南町条例第1号。以下「附属機関設置条例」という。)第3条の規定に基づき、河南町地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。 (職務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 地域密着型サービス(以下「サービス」という。)の指定を行い、又は行わないこととしようとするとき
 - (2) 町において、サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするとき
 - 2 前項のほか、サービスの質の確保、運営評価その他町長がサービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議するものとする。 (組織)
 - 第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。
 - 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体
 - (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
 - (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者
 - (5) その他町長が適当と認める者
 - 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- **第6条** 会長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴取することができる。 (幹事)
- 第7条 委員会に幹事をおき、本町職員のうちから町長が任命する。
- 2 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。 (報酬)
- 第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例(昭和 32 年河南町条例第 49条)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、介護保険担当課において行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に町長から委嘱されている委員については、第3条第2項の規定により 委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、これを通算する。 (会議の招集に係る特例)
- 3 この規則の施行の日以後に、すべての委員の委嘱があった場合における初めての会議の招集は、 第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。

4. 河南町地域密着型サービス運営委員会名簿

(任期 令和2年9月1日~令和5年8月31日)

令和2年9月1日現在

選定区分	人数	役 職 名	氏名
1 号委員	5	富田林医師会から推薦を受けた者 富田林歯科医師会から推薦を受けた者 富田林薬剤師会から推薦を受けた者 河南町在宅介護支援センター代表者 河南町内介護保険事業者	◎仲谷 宗裕大西 崇遠山 典男三木 義弘八尾 英人
2号委員	2	河南町老人クラブ連合会 会長 河南町介護者(家族)の会 会長	松井 勝彦 戸井 眞弓
3号委員	2	河南町社会福祉協議会 会長 河南町民生委員児童委員協議会 会長	○浅野 雅美 吉岡 賀子
4号委員	1	大阪大谷大学人間社会学部 教授	神部 智司
5 号委員	2	大阪府富田林保健所長が推薦する職員 河南町健康福祉部長	山口 世志子 田村 夕香

◎ 会長 ○ 副会長

(敬称略)

5. 河南町地域包括支援センター運営協議会規則

平成25年4月1日規則第16号

河南町地域包括支援センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例(平成25年河南町条例第1号。以下「附属機関設置条例」という。)第3条の規定に基づき、河南町地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。 (職務)

- **第2条** 協議会は、附属機関設置条例別表に掲げる当該担任事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項 について審議するものとする。
- (1) 河南町地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置等に関すること
- (2) センターの運営に関すること
- (3) 地域における多機関ネットワークの形成に関すること (組織)
- 第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- **第6条** 会長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴取することができる。 (幹事)
- 第7条 協議会に幹事をおき、本町職員のうちから町長が任命する。
- 2 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。 (報酬)
- 第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例(昭和 32 年河南町条例第 49 号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、介護保険担当課において行う。

(委任)

資料編

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に町長から委嘱されている委員については、第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、これを通算する。 (会議の招集に係る特例)
- 3 委員の任期満了後最初に行われる協議会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が これを行うものとする。

6. 河南町地域包括支援センター運営協議会名簿

(任期 令和2年9月1日~令和5年8月31日)

令和2年9月1日現在

選定区分	人数	役 職 名	氏名
1 号委員	5	富田林医師会から推薦を受けた者 富田林歯科医師会から推薦を受けた者 富田林薬剤師会から推薦を受けた者 河南町在宅介護支援センター代表者 河南町内介護保険事業者	◎仲谷 宗裕大西 崇遠山 典男三木 義弘八尾 英人
2号委員	2	河南町老人クラブ連合会 会長 河南町介護者(家族)の会 会長	松井 勝彦 戸井 眞弓
3号委員	2	河南町社会福祉協議会 会長 河南町民生委員児童委員協議会 会長	○浅野 雅美 吉岡 賀子
4号委員	1	大阪大谷大学人間社会学部 教授	神部 智司
5 号委員	2	大阪府富田林保健所長が推薦する職員 河南町健康福祉部長	山口 世志子 田村 夕香

◎ 会長 ○ 副会長

(敬称略)

7. 用語解説

[あ行]

アセスメント

利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって 行われる一連の手続のことをいう。ケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把 握するために行われる。

<u>ACP(アドバンス・ケア・プランニング)</u>

本人とその家族や近しい方、医療・介護チームが、人生の最終段階における医療や介護について、 繰り返し話し合い、共有する取り組み。愛称は「人生会議」。

一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に、地域の実情を把握し効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進し、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進すること等を目的とした事業。

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。

NPO (エヌピーオー)

非営利団体(Non-Profit Organization)の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。

[か行]

介護医療院

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話(介護)を一体的に提供する介護保険施設。

介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護保険の要介護・要支援認定を受けた人、または事業対象者から相談を受け、適切なサービス を組みわせたケアプランを作成するほか、市町村、事業者、施設などと連絡調整を行うとともに、 市町村の委託を受けて、要介護認定申請を行った人の自宅を訪問し、心身の状態をチェックする訪 問調査などを行う専門職。

介護保険制度

介護が必要になった高齢者等やその家族を社会全体で支えていく仕組み。「介護が必要になる」 のは限られた人だけでなく、誰にでもその可能性があり、このようなリスクを多くの人で負担しあ い、万が一介護が必要になったときに、サービスを利用できるようにする制度。

介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービス事業において、地域包括支援センター等が要支援者や事業対象者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成すること。

介護予防・生活支援サービス事業

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられ、要支援者や事業対象者の生活 支援のニーズに対応するため、訪問型サービス(介護予防訪問サービス、生活援助訪問サービス)、 通所型サービス(介護予防通所サービス、短時間通所サービス)等の多様なサービスを行う事業。

介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業に位置づけられ、要支援者や事業対象者に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と全ての高齢者に対して体操教室等の介護予防を行う「一般介護予防事業」からなる事業。

キャラバン・メイト

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を学び、その知識や体験等を地域、職域、学校などで市民に伝える講座を開催し、認知症サポーターを養成する講師役。

協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められる ことから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することによ り、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する場。

ケアプラン

要介護者が在宅で自立した生活を行えるよう、心身の状況や環境などを総合的に評価し生活全般のニーズを把握したうえで、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかなど、介護サービスを適切に利用するためのサービス計画表。

ケアマネジメント

要介護者等に対して、適切なサービスを受けられるようにケアプランを介護支援専門員等が作成 し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、生活を支援すること。

<u>軽費老人ホーム(ケアハウス)</u>

高齢者が自立した生活をおくれるよう、主に住環境の面で工夫された施設。個室や夫婦二人部屋で生活し、介護が必要になった場合にはホームヘルプサービスなど介護保険のサービスを利用する。

健康寿命

日常生活に介護等を必要とせず、心身とも自立した活動的な状態で生活できる期間。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。

[さ行]

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」にある、住宅としての広さや設備、バリアフリーといった一定の基準を満たし登録され、安否確認・生活相談サービスなどを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅。

作業療法士

作業療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーション技術者に付与される名称。心身に障がいのある人に対し、主にその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、 手芸、工作などの作業を行うことを作業療法といい、それを行う人。特に介護予防における専門職 として期待されている。

事業対象者

要支援者に相当する状態等で 25 項目の基本チェックリストの基準に該当した者。介護予防・生活支援サービス事業の利用ができる。

市民後見人

成年後見人となる一般市民。弁護士や司法書士などの国家資格は持たないものの、社会貢献への 意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識を身に付け、成年後見人として家庭裁判所から 選任された者。成年後見制度における「第三者後見人」のひとつ。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、 生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた関係機関の連携強化や、地域の課題解決に 向け、関係者間の調整や支援などを行う者。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な人の法律行為(契約締結や財産相続、財産管理など)を、家庭裁判所が選任した者(成年後見人、保佐人、補助人)が本人を代理して行ったり、誤った判断や同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度です。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行います。身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されています。

[た行]

団塊ジュニア世代

昭和46年から昭和49年までに生まれた世代。

団塊の世代

昭和22年から昭和24年までに生まれた世代。

地域共生社会

制度・分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

地域ケア会議

専門多職種が協働して、高齢者への支援の充実に向けた検討を行い、強化を図るとともに、高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを行政に吸い上げ、社会基盤整備を推進していくための、ひとつの手法です。地域包括ケアシステムを実現するための重要な手段として期待されています。

地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防の推進と、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、創設された事業です。市町村が実施し、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業の3事業で構成されています。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)に向け、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制。

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)などの専門職が、高齢者への 総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療など様々な面から支える地域の拠点。

特定健康診査

40~74 歳の健康保険加入者を対象に実施される健康診断のことです。生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドローム(※)に着目し、これに該当する人や予備群の人を減少させるための特定保健指導の対象者を的確に抽出するために行うものです。

(※メタボリックシンドローム:内臓脂肪型肥満と糖質や脂質などの代謝異常、または高血圧が合併した状態)

[な行]

日常生活自立支援事業

自らの判断だけでは意思決定に支障がある認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある人に対して、福祉サービスの利用手続き等の援助や日常生活上の見守り、金銭の管理・書類等の預かりサービスを提供する事業。

認知症カフェ

認知症の当事者やその家族のみならず、地域住民の誰もが参加できる集いの場のこと。

認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスの支援を受ければよいのかを明記したもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を暖かく見守る応援者。各市町村等が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講した人。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、生活のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

認知症に関して、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとなる者。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利のある人も当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を受けることができるようにするという考え方です。

[は行]

パブリックコメント

市民意見提出手続きといい、市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な施策などを策定する過程において、市民が意見を述べる機会を設け、市政への市民参加の促進を図るための制度。

PDCAサイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

福祉サービス

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を第一とし、内容として、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとされています。

保険者機能強化推進交付金

PDCA サイクルによる取り組みの一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援する交付金。

[ま行]

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、社会福祉 の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。 民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

[や行]

有料老人ホーム

主に60歳以上の人が入所し、食事の提供をはじめ日常生活に必要なサービスを受ける施設。

養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅で生活することが困難な人が入所する施設。

[ら行]

リハビリテーション

老化や健康状態(慢性疾患、障がい、外傷など)などにより、日常生活の機能に限界が生じているが、その可能性が高い場合に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練や療法、援助。

理学療法士

理学療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーション技術者に付与される名称。身体に障がいのある人に対し、その基本動作の回復を目的にリハビリテーションを行う専門職。

第8期河南町高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画

令和3 (2021) 年3月

発行:河南町 健康福祉部 高齢障がい福祉課

〒585-0014 大阪府南河内郡

河南町大字白木 1359 番地の 6

電 話 番 号:0721-93-2500(代表)

ファックス:0721-93-4691

ホームページ: http://www.town.kanan.osaka.jp/